上下水道局職員の収賄容疑事案に関する

調査・検証結果（最終報告）

令和７年３月

上下水道局収賄事案調査・検証チーム

目　次

はじめに 1

第１　調査の概要等 2
１　事案１の概要・経過 2
⑴　事案概要（起訴内容） 2
⑵　職員Ａについて 2
⑶　経過等 3
⑷　公判の状況 3
２　事案２の概要・経過 4
⑴　事案概要（起訴内容） 4
⑵　元職員Ｂについて 4
⑶　経過等 5
⑷　公判における主な陳述内容（要旨） 5
３　事案３の概要・経過 6
⑴　事案概要 6
⑵　元職員Ｃについて 6
⑶　事案を受けた対応 7
４　調査・検証の目的等 8
⑴　調査・検証の目的 8
⑵　調査・検証チームの体制 8
⑶　チーム会議等の開催状況 9
５　調査項目 10
６　調査手法 10
⑴　事情聴取 10
⑵　契約書類の調査 13

第２　調査結果（収賄・下請推奨等） 16
１　事案１に係る事実確認 16
⑴　収賄に係る事実確認 16
⑵　下請推奨に係る事実確認 16
２　事案２に係る事実確認 17
⑴　収賄に係る事実確認 17
⑵　発注量の増加に係る事実確認 17
３　事案３に係る事実確認 18
⑴　役務の提供等に係る事実確認 18
⑵　発注先の偏りに係る事実確認 18
⑶　設計情報の提供に係る事実確認 18
⑷　事実認定 19
４　当該職員の言動及び職場環境について 20
⑴　事案１及び事案２関連 20
⑵　事案３関連 21

第３　調査結果（契約関係） 22
１　契約事務 22
⑴　緊急工事（契約会計課契約） 22
⑵　緊急工事（原課契約） 25
⑶　単価契約工事 27

⑷　緊急清掃委託 28
２　調査結果 29
⑴　緊急工事（契約会計課契約）の調査方針 29
⑵　緊急工事（契約会計課契約）【優先的に調査した２５件】 30
⑶　緊急工事（契約会計課契約）【全工事】 33
⑷　緊急工事（原課契約） 36
⑸　単価契約工事（水道） 39
⑹　単価契約工事（下水道） 40
⑺　緊急清掃委託 41

第４　問題点及びその原因・背景の分析等 44
１　当該職員の問題点 44
⑴　職員Ａの行為 44
⑵　元職員Ｂの行為 45
⑶　元職員Ｃの行為 45
２　組織の問題点 46
⑴　緊急工事制度の不適切な運用 46
⑵　緊急工事における実態とは異なる契約行為 46
⑶　その他の契約における問題点 46
３　原因・背景の分析 48
⑴　公務員倫理・規範意識の欠如 48
⑵　事業特性を踏まえた人事管理における弱み 49
⑶　組織ガバナンスの機能不全 49
⑷　契約制度における脆弱性等 50
４　当該職員及び関係職員の処分等 51
⑴　当該職員等（再掲） 51
⑵　関係職員 51
⑶　管理者 51

第５　再発防止策 52
１　不適切な事案を未然防止する仕組みの再構築 52
⑴　工事等契約事務の見直し 52
⑵　チェック体制の強化・徹底 53
⑶　組織・人事管理の見直し 53
２　不適切な事案を把握・是正するための機能強化 54
⑴　職場の声を拾い上げる組織風土の醸成 54
⑵　監察機能の強化 54
３　不正を許さず、いきいきと働く組織風土の醸成 55
⑴　公務員倫理の再徹底等 55
⑵　研修によるルール等の理解促進 56
⑶　業務改善の更なる推進 56
⑷　企業力向上プランの見直し 56

おわりに 57

はじめに

本市では、平成１８年８月、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定し、上下水道局ではそれに加え、平成２１年３月、市民に信頼される上下水道事業の確立を目指して、「企業改革プログラム」を策定し、不祥事根絶に向けた取組を進めてきた。

その後も、公正かつ適正な職務の執行の確保を図るために、監察監（局次長）をトップに置いた監察体制の下、服務監察及び業務監察を計画的に実施しつつ、不祥事事案が発生する度に、その教訓を踏まえるとともに、再発防止を徹底するために、監察体制を強化するなど必要な見直しを行ってきた。

しかしながら、令和６年７月、上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターの職員が収賄容疑で逮捕・起訴され、９月には同所属の別の職員が同じく収賄容疑で書類送致され、その後起訴される事態に至った。

この間、不祥事根絶に向けた取組を進めてきた本市において、市民のいのちとくらしを守るため日々最前線で奮闘する職場で公務上の不正が生じ、市政に対する信頼を失墜させるに至ったことは痛恨の極みである。

このような深刻な事態の中、同年７月２９日に開催したコンプライアンス推進本部会議において、事案における事実関係を把握し、問題点及びその原因・背景の分析を行ったうえで、再発防止策に取り組み、もって市民の皆様からの信頼回復を図ることを目的として、本部会議の下に「上下水道局収賄事案調査・検証チーム」を設置した。

以降、関係職員等への事情聴取や契約書類の調査をはじめ、徹底した調査・検証を進めてきた結果、契約制度の不適切な運用をはじめ、改善に向けて早急に組織的な対応をとるべき数々の事項が明らかになった。

そのため、市民の皆様からの信頼回復に向けて、再発防止に向けた改善策にいち早く着手することを目的として、これまでの間に調査・検証した内容を「中間報告」として取りまとめ、令和７年１月にコンプライアンス推進本部会議において報告した。

本報告書は、中間報告後、起訴された職員のうち１名との接見が可能となり、全ての関係者に対する事情聴取が完了したこと、そして、事案に関連した関係職員に対する処分の検討及び発令が完了したこと等をもって、調査・検証内容を「最終報告」として取りまとめたものである。

第１　調査の概要等

１　事案１の概要・経過

⑴　事案概要（起訴内容）

上下水道局の職員である＊＊＊＊（以下「職員Ａ」という。）が、本市が発注した人孔上部整備工事等（緊急工事（※））に関し、特定の業者（以下「業者①」という。）が下請受注できるよう便宜を図った見返りに、令和３年１２月１８日頃、当該業者の代表取締役（当時。以下「業者①役員」という。）から現金１０万円の賄賂を受け取ったもの。

※　局所的な災害や事故等により必要となった復旧工事で、二次的な被害を回避するために行う工事のこと（６⑵イ参照）。

（起訴状の内容【個人名等は一部改編（改編箇所は〈〉で表記）】）

被告人は、京都市上下水道局みなみ下水道管路管理センター管理係主事として、京都市伏見区内等の公共下水道施設の維持管理、取付管等の新設、維持工事等の設計、施工、監督及び検査等に関する職務に従事していたもの。

〈業者①役員〉は、土木工事業等を業とする〈業者①〉の代表取締役を務めるものであるが、被告人は、令和３年１２月１８日頃、同区下鳥羽芹川町内又はその周辺において、前記〈業者①役員〉から前記センターが〈元請業者〉に発注した同区深草大亀谷八島町地内人孔上部整備工事等の施工に関し、前記〈業者①〉が同工事を下請け受注できるよう有利かつ便宜な取計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、現金１０万円の供与を受け、もって自己の前記職務に対して賄賂を収受したものである。

罪名及び罰条、収賄、刑法１９７条１項前段

⑵　職員Ａについて

ア　所　　属　　下水道部みなみ下水道管路管理センター
イ　年齢・性別　　６４歳・男性
ウ　職位・職種　　主事（暫定再任用職員）・下水道管路巡視作業
エ　主な経歴　　下表のとおり

年月日	所属・職位	備考
S54. 1.16	水道局技術部疏水事務所	採用
S59.10. 1	下水道局建設部建設第１課	
H 8. 4.22	下水道局施設部施設建設課工事第１係	
H15. 4.24	下水道局施設部施設設計課設計第１係	
H17. 4.25	上下水道局下水道部みなみ管路管理センター技術係	
H20. 4.22	上下水道局下水道部みなみ管路管理センター管理係	
H24. 4.23	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係	主任命
R 3. 4. 1	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係	再任用・主任免

⑶　経過等

・　職員Ａは、令和６年７月４日に逮捕、７月２５日に起訴された。
・　職員Ａは起訴内容を否認しており、勾留が継続している。
・　また、中間報告（令和７年１月）時点では、職員Ａとの接見が禁止されていたため、本市による事情聴取を実施できていなかったが、その後、接見に係る申請が認められたため、令和７年２月上旬に事情聴取を実施した（主な聴取内容については後述）。
・　現段階で、収賄に係る事実確認はできていないものの、緊急工事制度の不適切な運用（第４の１及び２参照）を主導したこと及び下請推奨を行っていたことをもって、「京都市上下水道局職員の懲戒処分に関する指針」に則り、上下水道局において、令和７年３月１７日に職員Ａを停職１５日の懲戒処分とした。
・　この間の主な経過は以下のとおり。なお、贈賄容疑側（業者①役員）・収賄容疑側（職員Ａ）ともに、次回公判期日は未定である。

（主な経過）

令和６年	７月　４日	逮捕
	７月２５日	起訴
	９月２６日	業者①役員　第１回公判
	〃	職員Ａ　第１回公判
	１０月２１日	業者①役員　第２回公判
令和７年	２月　上旬	本市による事情聴取
	３月１７日	懲戒処分（停職１５日）発令

⑷　公判の状況

ア　収賄容疑（職員Ａ）

・　第１回公判の罪状認否において、「私は、業者①の業者①役員から１円の金銭も受け取ったことはありません。」と陳述し、起訴内容を否認した。

イ　贈賄容疑（業者①役員）

・　第１回公判の罪状認否において、「覚えておりません。」と陳述し、起訴内容を否認。その後、冒頭陳述で検察官が事案の経過を説明した。

・　第２回公判の証拠の要旨告知において、複数の業者が職員Ａから下請推奨を受けたと供述した旨の説明があった。

２　事案２の概要・経過

⑴　事案概要（起訴内容）

上下水道局の職員である＊＊＊＊（以下「元職員Ｂ」という。）が、本市が発注した人孔上部整備工事（※）に関し、特定の下請業者（業者①）に対する発注件数を増加させた見返りに、令和２年６月３日から同年１２月２２日までの間に、自宅の外壁修繕工事（２０万３５００円相当）の施工を無償で受けたもの。

※　単価契約による工事（６⑵ウ参照）であり、事案１における同工事（緊急工事）とは異なる。

（起訴状の内容【個人名等は一部改編（改編箇所は<>で表記）】））

被告人は、京都市上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係主事として、京都市伏見区内等の公共下水道施設の維持管理、人孔上部整備工事（単価契約）を含む小規模工事の設計、施工、監督及び検査等に関する職務に従事していたものであるが、京都市において<元請業者>等との間で人孔上部整備工事に係る工事単価契約を締結し、<業者①役員>が土木一式工事請負等の事業を目的として営む<業者①>が前記<元請業者>等との間で下請けとして工事請負契約を締結していた同市伏見区内等の人孔上部整備工事の発注に関し、前記<業者①役員>から、前記<元請業者>等に対する発注工事件数を増加させて<業者①>が前記<元請業者>等から支払いを受ける請負代金額を増加させる有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和２年６月３日から同年１２月２２日までの間に、被告人方外壁修繕工事（工事原価２０万３５００円（税込み））の施工を無償で受け、もって自己の前記職務に関し賄賂を収受したものである。

罪名及び罰条、収賄、刑法１９７条１項前段

⑵　元職員Ｂについて

ア　所　　属　　下水道部みなみ下水道管路管理センター
イ　年齢・性別　　４９歳・男性
ウ　職位・職種　　主任・下水道管路巡視作業（総括）
エ　主な経歴　　下表のとおり

年月日	所属・職位	備考
Ｈ 8. 4.11	上下水道事業管理者の事務部局	採用
Ｈ 8. 4.22	水道局総務部西京営業所調定係	
H13. 4.24	水道局総務部右京営業所調定係	
H14. 4.23	水道局総務部右京営業所給水工事係	
H17. 5.16	上下水道局水道部漏水修繕センター技術係	
H21. 4.22	上下水道局水道部水道管路管理センター南部配水管理課漏水防止係	
H24. 4.23	上下水道局水道部水道管路建設事務所	
H28. 4.18	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係	
Ｒ 3. 4.16	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係	主任命

⑶　経過等

・　元職員Ｂは、令和６年９月２６日に京都地検に書類送致され、同年１０月２日に起訴（在宅起訴）された。

・　元職員Ｂは第１回公判において起訴内容を認めたため、同年１２月１２日に懲戒免職処分とした。なお、同日の第２回公判において有罪判決（収賄罪、懲役１年、執行猶予３年、追徴金２０万３５００円）が言い渡された。

・　なお、本事案は令和２年度のものであり、贈賄の公訴時効（３年）を経過しているため、本事案において業者①役員は起訴されていない。

・　この間の主な経過は以下のとおり。

（主な経過）

令和６年	９月２６日	書類送致
	１０月　２日	起訴（在宅起訴）
	１０月１５日	起訴休職発令
	１１月２８日	第１回公判（結審）
	１２月１２日	第２回公判（判決言い渡し） 懲戒免職発令

⑷　公判における主な陳述内容（要旨）

ア　収賄に対する認識

・　元職員Ｂは、自宅の外壁修繕工事について業者①に依頼する際には、業者①に対する発注件数が多いことに対する御礼として、安価ないしは無償で施工をしてもらえるという思いがあったという趣旨の内容を述べた。

・　また、当該外壁修繕工事が完了した後に、複数回にわたって、業者①に対して代金の請求を促したものの、結果的には請求がなく、支払わずに済んでよかったと感じたという趣旨の内容を述べた。

イ　発注件数に係る認識

・　元職員Ｂは、業者①が下請で入っていた年度の工事件数が増えていた理由として、業者①は、技術力が高く、緊急対応も早かったため、工事件数が増えたものと考えるという趣旨の内容を述べた。

・　また、工事発注において業者①を優遇したことはなく、必要な工事のみを発注したこと、そして、発注の都度決裁を経て決定しているため、上司も確認しており、自身が必要と考えた工事に対して不要という判断をされることもあったという趣旨の内容を述べた。

・　検察官から元職員Ｂに対して、収賄の本質を被告人が理解しているか尋ねた際に、検察官として、不要な工事はなかったということを否定するつもりはないという趣旨の発言があった。

３　事案３の概要・経過

⑴　事案概要

・　緊急工事（原課契約）（６⑵参照）について、過去５年間の契約書類に係る調査を進めたところ、上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センターにおいて、特定の業者（以下「業者②」という。）への発注件数・金額が突出（２番目に多い業者と比べて２倍超）していることを確認した（第３の２⑷参照）。

・　当該発注先の偏りについて詳細を調べるため、関係職員に対する事情聴取を実施したところ、捜査機関による事情聴取を受けていた＊＊＊＊（以下「元職員Ｃ」という。）から、次の趣旨の申述を得たもの。

○　業者②への発注件数が多いのは、業者②の対応の早さや施工技術を他の業者と比べて高く評価していたからである。

○　業者②との関りが多くなる中で、業者②の契約担当者の一人（以下「業者②担当者」という。）の求めに応じる形で、工事完成後に行う見積合わせに先立ち、設計情報（予定価格）を提供したことがあった。また、業者②担当者と複数回にわたって飲食を共にしたことがあった。

○　業者②担当者に自宅の洗面台の取替工事（１０万円相当）を依頼し、当該工事の施工（令和４年１１月５日）後、代金を支払わなかった（※）。
※　元職員Ｃは、捜査機関から事情聴取を受けた後、令和６年１２月１７日に、業者②に代金を支払った。

⑵　元職員Ｃについて

ア　所　　属　　下水道部みなみ下水道管路管理センター
イ　年齢・性別　　５７歳・男性
ウ　職位・職種　　主事・下水道管路巡視作業
エ　主な経歴　　下表のとおり

年月日	所属・職位	備考
S63.11. 1	水道局総務部北営業所	採用
H 3. 5. 2	水道局総務部山科営業所調定係	
H 4. 5. 1	水道局総務部七条営業所給水工事係（以降、３営業所の同係に順次配属）	
H13. 4.24	水道局浄水部蹴上浄水場	
H14. 4.23	下水道局管路部東部管理事務所技術係	
H16. 4. 1	上下水道局下水道部きた管路管理センター東部支所技術係	
H17. 4.25	上下水道局下水道部みなみ管路管理センター山科支所	
H18. 4.24	上下水道局下水道部みなみ管路管理センター技術係	
H20. 4.22	上下水道局下水道部みなみ管路管理センター管理係	
H25. 4.22	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター西部支所	
R 2. 4.17	上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター管理係	

⑶　事案を受けた対応

・　利害関係者である業者②担当者から無償で役務の提供（自宅の洗面台の取替工事）を受けたこと（倫理保持義務違反）をもって、令和７年１月１５日に元職員Ｃを懲戒免職処分とした。

・　また、緊急工事の担当者である元職員Ｃによる当該行為は、その職務に関して賄賂を収受したものとして、収賄罪の構成要件（業者②担当者については贈賄罪）に該当すると思料されるため、令和７年２月１２日、元職員Ｃ及び業者②担当者を被告発人とする告発状を京都府警に提出した。

４　調査・検証の目的等

⑴　調査・検証の目的

収賄容疑事案の発生を受けて、事案における事実関係を把握するとともに、職員Ａ（以下、元職員Ｂ及び元職員Ｃを含めて「当該職員」という。）をはじめとする職員の公務員倫理保持等に係る状況等について、問題点及びその原因・背景の分析を行ったうえで、再発防止策に取り組み、もって市民の皆様からの信頼回復を図ることを目的として、調査及び検証を実施する。

＜本チームの設置経過＞

令和６年７月２５日に職員Ａが起訴されたことを受け、上下水道局に本事案に関する調査委員会を設置した。

その後、７月２９日に本市のコンプライアンス推進本部会議が開催され、同調査委員会は、本部会議の下に設置された「上下水道局収賄事案調査・検証チーム」の位置づけとなり、市長部局の関係部署のほか、外部委員として弁護士に参画いただくこととなった。

⑵　調査・検証チームの体制

リーダー	上下水道局監察監
サブリーダー	上下水道局統括監察員
チーム員	行財政局統括監察員
	行財政局人事部人事課長
	行財政局監察員
	行財政局管財契約部契約課長
	上下水道局主席監察員
	上下水道局総務部総務課長
	上下水道局総務部職員課長
	上下水道局総務部契約会計課長
	上下水道局技術監理室長
	上下水道局水道部長
	上下水道局水道部管理課長
	上下水道局下水道部長
	上下水道局下水道部管理課長
	外部委員（弁護士）

⑶　チーム会議等の開催状況

回	開催日	主な議題等
－	令和６年　７月２９日	コンプライアンス推進本部会議において、本チーム設置
第１回	令和６年　８月２６日	・調査・検証チームについて ・収賄容疑事案に係る調査・検証状況について ・論点の整理
第２回	令和６年　９月１０日	・中間報告書（案）について ・今後の調査・検証について
第３回	令和６年　９月１７日 （書面開催）	・調査・検証現状報告について
－	令和６年　９月２４日	コンプライアンス推進本部会議において、現状報告
第４回	令和６年１０月２８日	・各事案・公判の状況 ・調査・検証状況（主に契約関係） ・今後に向けて（主に契約関係）
第５回	令和６年１２月　９日	・調査・検証状況について ・契約事務の見直しについて ・中間報告書（案）について
第６回	令和６年１２月２５日 （書面開催）	・中間報告書（案）について
－	令和７年　１月１５日	コンプライアンス推進本部会議において、中間報告
第７回	令和７年　２月２８日 （書面開催）	・最終報告書（案）について
－	令和７年　３月１７日	コンプライアンス推進本部会議において、最終報告

５　調査項目

・　収賄の事実について
・　下請推奨（事案１関係）、発注量の増加（事案２関係）並びに発注先の偏り及び設計情報の提供（事案３関係）の事実について
・　当該職員の言動及び職場環境について
・　当該職員が関与していた契約事務について

６　調査手法

⑴　事情聴取

ア　当該職員に対する事情聴取

・　職員Ａについては、接見が可能となった令和７年２月上旬に３回にわたり、収賄の事実確認等について事情聴取を実施した。
・　元職員Ｂについては、書類送致以降、第１回公判までの間に３回、第１回公判後に１回の計４回にわたり、収賄の事実確認等について事情聴取を実施した。
・　元職員Ｃについては、計２回の事情聴取を実施した。

イ　関係職員に対する事情聴取

・　各事案が生じた令和２～３年度当時にみなみ下水道管路管理センター（本所）に在籍していた職員を中心に、各事案の事実関係を把握するために必要な者２６名（延べ４７回）に事情聴取を実施した。

ウ　関係業者に対する事情聴取

・　各事案に関係する業者として、事案１及び事案２の贈賄側である業者①に加えて、業者①が下請に入っていた工事の元請業者（計１１者）、事案３に関連する業者②、また、業者⑥（第３の２⑺で述べる事案に関連する業者）に対して、事情聴取を実施した。

（参考）人物相関等

・　みなみ下水道管路管理センター（令和３年度以前）は、所長以下、下水道管路の巡視や小規模修繕工事、人孔上部整備工事（単価契約）を所管する「管理係」、下水道管路の建設改良工事を所管する「技術係」、所属の庶務等を所管する「事務係」の３係で構成されていた。

・　同センターは、令和４年度以降、下水道管路管理センターにおける組織再編に伴い、旧八条支所を同センターの管理第２担当（「担当」は「係」と概ね同等の意）として統合した。これにより、同センターは、「管理第１担当」（旧同センターの管理係）、「管理第２担当」（旧八条支所）、「技術担当」、「事務担当」の４担当の構成となった。

・　各係（各担当）には各１名の係長のほか、管理係（管理第１担当、管理第２担当）及び技術係（技術担当）には、現場での指示や職員の統括を行う主任が各１名配置されていた。

・　職員Ａは、平成２０年度から管理係に所属し、平成２４年度から令和２年度までの間、同係の主任を務めていた。

・　元職員Ｂは、平成２８年度から管理係に所属し、令和３年度から主任を務めていた。

・　元職員Ｃは、令和２年度から管理係に所属していた。

・　また、工事（事案１に関係する緊急工事）に関する関係所属として、下水道部が実施する工事に係る予算管理を所管する同部管理課及び設計課、契約事務を所管する総務部契約会計課、財務を所管する経営戦略室、工事検査を所管する技術監理室監理課が挙げられる。

＜令和２年度の人物相関図（事案２関係）＞

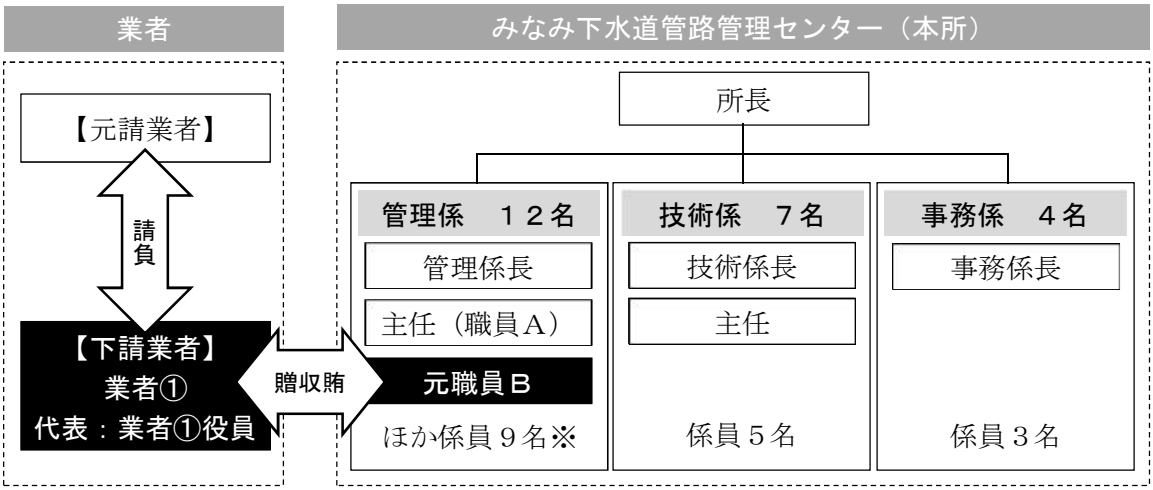

※元職員Ｃを含む。

＜令和３年度の人物相関図（事案１関係）＞

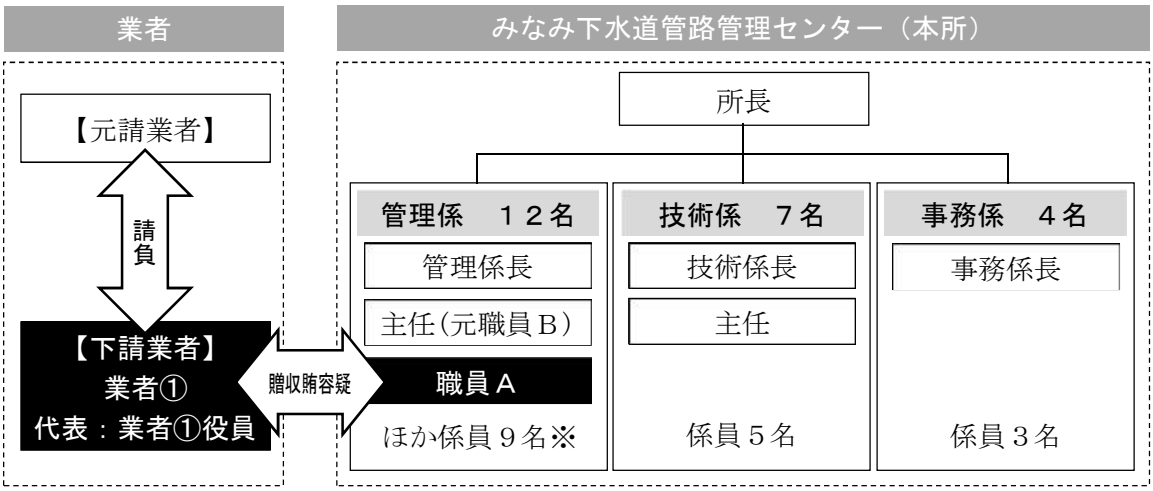

※元職員Ｃを含む。

＜令和４年度の人物相関図（事案３関係）＞

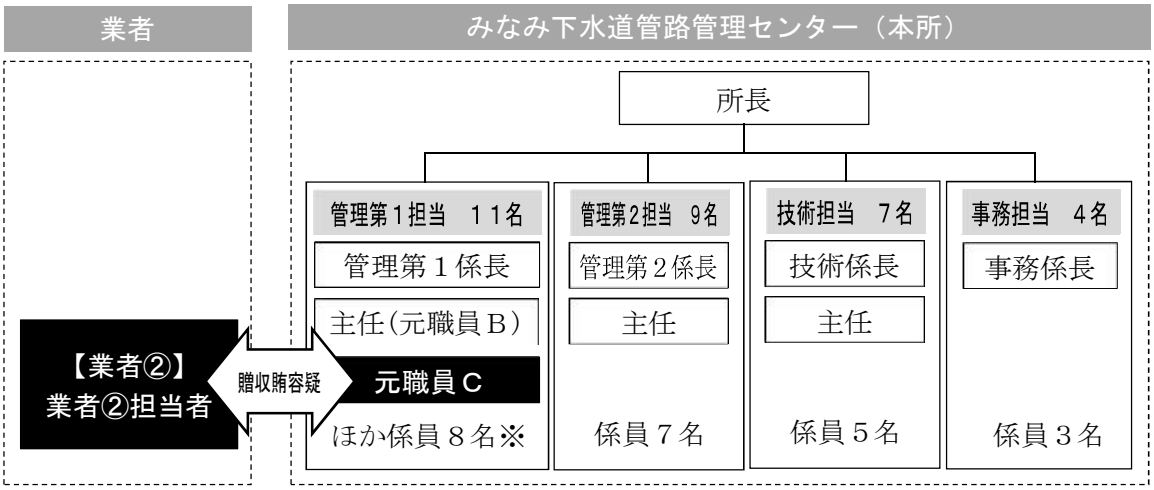

※職員Ａを含む。

⑵　契約書類の調査

ア　調査対象

・　事案１は緊急工事に、事案２は単価契約工事にそれぞれ関連したものであることを踏まえ、上下水道局における緊急工事及び単価契約工事について、契約関係書類が保存されている過去５年間の契約を調査対象として、下請の状況や契約事務における問題点の有無等を調査した（当該調査を通じて、事案３が発覚した。）。

・　また、当該職員が所属するみなみ下水道管路管理センター管理係の所掌事務に関連する契約のうち、緊急対応に係るものとして、緊急清掃委託（第３の１⑷参照）についても過去５年間の契約を対象として、契約事務における問題点の有無等を調査した。

・　緊急清掃委託に関しては、職員Ａによる水増し発注や業者との癒着を指摘する趣旨の「市長への手紙（匿名）」が届いている。

＜工事契約の主な分類（網掛けが調査対象）＞　　件数は令和元～５年度の平均

<table>
<tr><th rowspan="2">緊急の必要</th><th colspan="2">一般競争入札</th><th colspan="2">随意契約</th></tr>
<tr><th>総価契約</th><th>単価契約</th><th>契約会計課契約</th><th>原課契約(少額随意契約)</th></tr>
<tr><td>なし</td><td>通常の工事
【約 600 件/年】</td><td rowspan="2">数量を予定数量として、工種ごとの単価のみを決定
【約 30 件/年】</td><td>特殊技術が必要で特定の１者しか履行できないもの等
【約 40 件/年】</td><td>特定の工種における小規模工事
（100 万円以下）
【約 1,000 件/年】</td></tr>
<tr><td>有</td><td>（なし）</td><td colspan="2">緊急工事</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>緊急の必要により競争に付することができないもの
【約 40 件/年】</td><td>上記のうち緊急の必要があるもの
【約 1,000 件/年】</td></tr>
</table>

＜管理係の所掌事務に関連する契約（網掛けが調査対象）＞

区分	項目	緊急の必要
小規模工事	取付管新設工事、雨水ます新設工事等	なし（計画的）
小規模工事	取付管修繕工事、雨水ます修繕工事等（※１）	有
単価契約工事	人孔上部整備工事（※２）	一部有
委託	計画清掃（管渠、排水路等）	なし（計画的）
委託	緊急清掃（管渠、排水路等）	有

※１　前表における原課契約（少額随意契約）のうち、緊急の必要「有」に該当

※２　前表における単価契約に該当

イ　緊急工事について

・　上下水道局では、ライフライン事業者として、施設や設備の故障等により市民生活に影響を及ぼす可能性がある際や緊急に安全確保を行う必要がある際に、速やかに復旧工事を行う必要がある。

・　こうした場合には、地方公営企業法施行令における「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」(第２１条の１３第１項第５号) に該当する工事として、契約までに日数がかかる一般競争入札ではなく、「緊急工事」として随意契約による工事を実施している。

・　緊急工事の契約の専決は、土木一式工事（予定価格が１００万円を超えるもの）や設備工事等については総務部契約会計課長等に、予定価格１００万円以下の一部の工事（少額随意契約）については発注課の課長にある（※)。

※　以下、総務部契約会計課長等に専決がある緊急工事を「緊急工事（契約会計課契約)」といい、発注課の課長に専決がある緊急工事を「緊急工事（原課契約)」という。

ウ　単価契約工事について

・　単価契約工事とは、一定の期間内（通常１年）に継続して発注が見込まれる工事であり、予め発注数量を確定することが困難であるものについて、数量を予定数量として、工種ごとの単価のみを決定（契約）するものである。

エ　緊急清掃委託について

・　緊急清掃委託とは、市民からの通報等を受けて実施する管渠や排水路の清掃委託である。

・　年度当初に一般競争入札を経て単価契約（※）を締結し、管径や土砂等の堆積量等に応じた複数の区分ごとに単価を設定している。

※　委託名称は「下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」。地区ごとに分けて契約しており、管渠・排水路清掃のほか、取付管清掃やＴＶ調査等を含む。

（参考）調査対象契約の過去５年間の実績

① 緊急工事（契約会計課契約）

区分	件数	内容
水　道	２９件	土木一式工事、解体工事、管工事（空調関係）、 水道施設・機械設備工事、しゅんせつ工事、電気工事
下水道	１５１件	土木一式工事、電気工事、水道施設・機械設備工事、 建築一式工事、管工事（空調関係）ほか
営　繕	３件	建築一式工事、管工事（給排水衛生関係）
計	１８３件	

② 緊急工事（原課契約）

区分	件数	内容
水　道	６４９件	１件１００万円以下の補助配水管及び給水装置工事
下水道	４，１７５件	１件１００万円以下の取付管修繕工事、雨水ます修繕工事等
計	４，８２４件	

③ 単価契約工事

区分	件数	内容
水　道	１３５件	漏水修繕工事、設備補修作業、舗装道路面復旧工事、老朽給水管取替工事及び水道メーター移設工事
下水道	１０件	人孔上部整備工事
計	１４５件	

④ 緊急清掃委託

区分	件数	内容
水　道	－	（該当なし）
下水道	２５件	管渠清掃、排水路清掃、取付管清掃、取付管ＴＶ調査、 本管ＴＶ調査、施設目視
計	２５件	

注　②④の下水道については、令和２年度に下水道管路維持管理業務を包括委託した旧西部支所の令和元年度分を除く数値。

第２　調査結果（収賄・下請推奨等）

１　事案１に係る事実確認

⑴　収賄に係る事実確認

・　公判において贈賄容疑側（業者①役員）・収賄容疑側（職員Ａ）の双方が起訴内容を否認しており、また、令和７年２月上旬に実施した本市による職員Ａに対する事情聴取においても収賄の事実を否認しているため、本市として収賄に係る事実を確認できていない。

・　関係職員に対する事情聴取においても、職員Ａが業者から金員を受け取っていたことを明確な事実として見聞きした者はいない。

・　なお、本市による業者①に対する事情聴取では、贈賄に関しては、公判における陳述と同様に「覚えていない」という趣旨の申述であった。

⑵　下請推奨に係る事実確認

・　契約に関する書類調査の結果、みなみ下水道管路管理センターにおける過去５年間の緊急工事（土木一式工事）３９件のうち、２５件の工事に業者①が下請業者として入っていたことを確認した。

・　関係職員に対する事情聴取の結果、職員Ａ及び当該所属の別の職員（以下「職員Ｄ」という。）が、緊急工事の元請業者に対して、直接的又は婉曲的な表現で業者①を下請業者として推奨する言動（※）をとっていた旨、複数の職員が述べている。

※　職員Ａ及び職員Ｄの双方から、複数回にわたって業者①を下請に入れるような言動をとったことがあるという趣旨の申述を得ている。

・　また、第２回公判（贈賄側）の検察官による証拠の要旨告知において、元請業者２者（以下「業者③」、「業者④」という。）が職員Ａから下請推奨を受けたと供述した旨の説明があったことを受けて、業者③及び業者④に対して本市による事情聴取を行った。

・　その結果、業者③及び業者④のいずれからも、職員Ａ又は職員Ｄから下請推奨を受けたという趣旨の申述（※）を得た。また、業者③及び業者④は、業者①の施工技術等を高く評価しており、推奨を受けた以降は、各元請業者の自律的な意思決定により、業者①を継続して下請に入れたと述べていた。

※　業者①を下請として入れるように強要されたというものではなく、業者①を紹介された又は勧められたという趣旨の申述

・　以上のことから、職員Ａ及び職員Ｄが複数の緊急工事の元請業者に対して、業者①を下請業者として推奨していたことは事実であると認められる。

２　事案２に係る事実確認

⑴　収賄に係る事実確認

・　元職員Ｂは、第１回公判において、業者①から自宅の外壁修繕工事の施工を無償で受けたことを認めた。

・　なお、元職員Ｂは、第１回公判までの間に実施した本市による事情聴取においても、業者①から自宅の外壁修繕工事の施工を無償で受けたことを認めていた。

⑵　発注量の増加に係る事実確認

・　契約に関する書類調査の結果、みなみ下水道管路管理センターにおける過去５年間の人孔上部整備工事（単価契約）のうち、元職員Ｂが担当していた地区における業者①に対する発注件数が、業者①以外に対する発注件数に比べて多いことを確認した（※）。

※　Ｄ地区（元職員Ｂが担当していた地区）における過去５年間の業者及び発注件数は以下のとおり。

項目	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
業者	業者①	業者①	業者①以外	業者①	業者①以外
件数	326 件	216 件	185 件	283 件	74 件

注　業者は、「業者①」又は「業者①以外」（の業者）のいずれかで表記している。

・　元職員Ｂは、第１回公判において、業者①に対する発注量が多かった理由として、業者①は、技術力が高く、緊急対応も早かったため、他の年度と比較して工事件数が増えたものと考えるという趣旨の陳述を行った。

・　また、元職員Ｂは、必要な工事のみを発注したとも陳述しており、これに関しては、検察官も、証拠上、不要な工事はなかったことを否定するものではないという趣旨の意見を述べた。

・　本市による関係業者に対する事情聴取では、いずれの業者からも、元職員Ｂを含む当該所属の職員が恣意的に発注量を増減させたという認識はなかったという趣旨の申述を得た。

・　なお、上下水道局では、平成２６年度や令和元年度等に舗装隆起を伴う人孔蓋飛散事故が頻発したことを受けて、市民生活への影響の観点から、新型の鉄蓋への交換を強く推進するという組織的な方針があったことを確認している（第３の２⑹参照）。

・　以上のことから、元職員Ｂが担当していた地区における業者①に対する発注件数が他の年度と比較して多かったことは事実である一方で、元職員Ｂが不正な意図をもって発注量を増加させたという事実までは認められなかった。

３　事案３に係る事実確認

⑴　役務の提供等に係る事実確認

・　元職員Ｃは、本市による事情聴取において、業者②担当者に自宅の洗面台の取替工事（１０万円相当）を依頼し、業者②による当該工事の施工（令和４年１１月５日）後、代金を支払わなかったこと、また、捜査機関から事情聴取を受けた後、令和６年１２月１７日に業者②に代金を支払ったことを述べた。

・　業者②担当者からは、本市による事情聴取において、元職員Ｃとは交友関係にあり、当該工事の代金を請求しなかったという趣旨の申述を得た。

・　また、元職員Ｃ及び業者②担当者の双方から、複数回にわたり飲食を共にしたことがあったという趣旨の申述を得た。なお、当該飲食における代金については、お互いが負担し合う形で支払い、一方がより多く負担するようなことはなかったと述べた。

⑵　発注先の偏りに係る事実確認

・　契約に関する書類調査の結果、みなみ下水道管路管理センターにおける過去５年間の緊急工事（原課契約）において、業者②への発注件数・金額が突出（２番目に多い業者と比べて２倍超）していることを確認した（第３の２⑷参照）。

・　元職員Ｃは、事情聴取において、発注件数に偏りが生じた理由として、業者②の対応の早さや施工技術を他の業者と比べて高く評価していたためとの旨を述べた。

・　また、他の係又は他の年度において同工事を担当していた複数の関係職員に対して事情聴取を行ったところ、元職員Ｃの申述内容と同様に、業者②を高く評価していたという趣旨の申述を複数得た。

⑶　設計情報の提供に係る事実確認

・　元職員Ｃは、事情聴取において、業者②との関わりが多くなる中で、業者②担当者の求めに応じる形で、工事完成後に行う見積合わせに先立ち、継続的に設計情報を提供していたとの旨を述べた。

・　なお、元職員Ｃは、京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドラインにおいて、随意契約による工事の契約手続として、原則として、業者に対して工事の予定価格を公表（情報提供）できるのは限定的な場合（⑷参照）であることを認識していなかった。

・　また、業者②担当者に対する事情聴取においては、業者②担当者が繁忙の際には、工事完成後の見積合わせを円滑に行うため、元職員Ｃに対して工事の予定価格を情報提供するように依頼したことがあったという趣旨の申述を得た。

⑷　事実認定

ア　役務の提供等

・　業者②担当者から自宅の洗面台取替工事の施工を受けたことについて、元職員Ｃは最終的に代金を支払ったが、工事完了から約２年が経過し、かつ、捜査機関から事情聴取を受けた後に支払ったものであることを踏まえると、社会通念上、無償で役務の提供を受けたものと認定するのが相当である。

・　また、元職員Ｃと業者②担当者は、工事の発注者・受注者という関係を通じて、次第に私的な交友関係を形成するようになり、複数回にわたり飲食を共にすることがあったことについても事実として認められる。

・　当該所属において業者②への発注件数・金額が突出していた理由としては、業者②の対応の早さや施工技術を他の業者と比べて高く評価していたことが挙げられ、元職員Ｃの不正な意図によるものとは認められなかった。

・　また、元職員Ｃが、業者②担当者に対して設計情報を提供していたことは事実として認められるものの、前掲のガイドラインに対する認識が不足していた中で行われたものであり、不正な意図によるものとは認められなかった。

・　なお、当該情報提供については、緊急工事を施工した業者②（１者）に対して工事完成後に提供したものであること、また、前掲のガイドラインにおいて、契約候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるときなど、特定の場合には公表（情報提供）が認められていることから、地方公務員法上の守秘義務違反には当たらないものと考えられる。

イ　各行為の関連性

・　事情聴取の結果から、業者②担当者が元職員Ｃの自宅の洗面台の取替工事を実施するに至ったのは、元職員Ｃと業者②担当者との間に形成された私的な交友関係によるものと考えられる。

・　一方で、業者②に対して他の業者よりも多くの工事を発注したことや、業者②担当者に対して設計情報を提供したことに関しては、いずれも不正な意図をもって行われたものとは認められなかった。

４　当該職員の言動及び職場環境について

関係職員に対する事情聴取において、当該職員の言動や仕事ぶり、職場環境に関する聴取を実施したところ、以下のような趣旨の申述が得られた。

⑴　事案１及び事案２関連

ア　職員Ａ

○　職員Ａは、維持管理の経験が長く、担当区域の下水道施設の状況や工事の流れをよく理解していた。

○　職員Ａは、現場によく出向き、人孔（マンホール）にも率先して入る等の業務上の姿勢が見られる一方で、自身の思い通りにならないと周囲の職員に対して強い口調で恫喝するなどの威圧的な態度をとることがあった。また、予算や契約に関してルールを守るという意識が希薄であるように思えた。

○　職員Ａに指摘をする年配の職員が退職していき、次第に自身の主張を通して業務を進めていくようになり、職員Ａは職場において強い影響力を持っていた印象がある。

イ　職場環境

○　職員Ａの直属の上司（当時）は、所属の状況・過去の経過等を知らず、また、職員Ａによる威圧的な態度をおそれ、職員Ａに対して意見することができず、適切な指導ができていなかった。

○　また、そのような状況であったため、所属長や各係長（当時）は、お互いに業務上で連携を図ることができず、結果として、職員Ａに頼らざるを得ない状況に陥っていた。

○　元職員Ｂをはじめとする一部の職員は、職員Ａに抵抗し、他の職員との間にも入っていたが、令和３年度時点では職員Ａが継続して実質的な権限を持っている状況にあった。

⇒　職員Ａによる威圧的な態度（※）に、職員Ａの業務経験が長く、業務内容を熟知していたこと（業務遂行を通じて得た知識や経験）が相まって、所属長を含め、当該所属の周囲の職員は職員Ａに対して意見することができず、職員Ａが職場において強い影響力を持つに至った経過が窺える。

※　令和７年２月上旬に実施した職員Ａに対する事情聴取において、係長等に対して威圧的な態度を取ったことがあるという趣旨の申述を得た。

ウ　元職員Ｂ

○　元職員Ｂは、業務に対する責任感が強い職員であった。極力支出を抑えるという意識を持ち、通常は業者に依頼するようなこと（ゴミを溜めるスクリーンの点検・清掃等）を自ら現場に出向き行うこともあった。業者に対しても、言うべきことは、言いにくいことでも言っていた。

○　個人的な見返りのために発注を増やすような職員には見えなかった。後輩指導等にも積極的な姿勢を見せていた。

⑵　事案３関連

○　元職員Ｃは、工事関係の調整を円滑に行い、仕事を順序よく捌いており、周囲の職員からも頼られていた。

○　元職員Ｃは、仕事中は物静かであり、感情的になるような場面はなかった。また、業務において不正を働くような職員には見えなかった。

【事案３関連に係る補足】

①　関係職員に対する事情聴取を行う（中間報告前に実施）に当たり、公表されていない事案３の内容を伝えることはできないため、元職員Ｃの言動等については、元職員Ｃの直属の上司を経験した職員等に限定して聴取した。

②　関係職員に対する事情聴取の結果、事案３については、職員Ａをはじめ、周辺の職員による関与（間接的な関与を含む。）は認められなかった。

第３　調査結果（契約関係）

１　契約事務

⑴　緊急工事（契約会計課契約）

ア　概要

・　緊急性の判断、業者選定、先行発注依頼、工事発注、工事完成（契約、工事検査等）の手順で進めている。

・　ここで、「先行発注」とは、緊急対応が必要な案件について、契約書の締結に先立ち発注を行う仕組みを指す。

＜緊急工事（契約会計課契約）の契約事務概要＞

工程	概要
緊急性の判断	施設や設備の故障等が発生した際、緊急工事の必要性を判断（発注課）
業者選定	【土木一式工事】要綱に基づき、事前に登録された業者のうち当該月の当番業者（２者）から運用ルール（明文化されていない）に基づき選定（発注課） 【設備工事ほか】複数者による見積合わせにより選定（発注課）
先行発注依頼	随意契約にて発注することについて依頼（発注課） 随意契約ガイドライン等に沿ったものか確認（契約会計課）
工事発注	契約会計課の確認を受けた後、業者に対して施工指示（発注課）
工事完成	設計書を作成し、発注日に遡り施工・支出決定（発注課） 発注日に遡り契約（契約会計課） 工事完成後、工事検査を実施（監理課） 請求書に基づき、支払い（契約会計課）

イ　各工程の詳細

①　緊急性の判断（発注課）

・　「入札手続を経ることが市民生活に多大な支障を与えるものであること」（京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドライン）に該当する工事であるか、発注課において判断する。

・　運用上の判断基準として、水道では、配水管の大規模な漏水や水道施設の損壊などによって、水道水の供給に大きな影響が生じる場合や、２次被害が生じるおそれがある場合等、下水道では、下水道本管や取付管の破損で道路陥没や閉塞が生じている場合や、人孔周囲の陥没または破損が原因で通行上の危険が生じている場合等が挙げられる。

②　業者選定（発注課）

・　土木一式工事では、業者選定に当たり、緊急工事業者登録の希望者募集要綱に基づき、２年ごと、水道・下水道の区分でブロックごとに月別（現在の運用として２か月ごとに２者）で業者登録を実施しており、①において、緊急性があると判断した際には、発注課が事前に登録された業者のうち当該月の当番業者（２者）から当該工事における発注先を選定する。

・　土木一式工事以外（設備工事等）では、工事の都度、複数者による見積価格を比較し、発注先を選定している。

③　先行発注依頼（発注課→契約会計課）

・　工事発注に先立ち、発注課が「先行発注依頼書」を作成し、契約会計課に提出する。先行発注依頼書は、工事案件ごとに作成することとしており、当該緊急工事の件名、依頼（発注）日、工事場所、緊急工事理由、予定金額、予定工期、予定業者、予定業者選定理由及び所管課を記載する様式となっている。

・　先行発注依頼書の提出を受けて、契約会計課は、先行発注依頼書に記載の内容が随意契約ガイドラインに則したものか確認し、疑義がある場合は内容について協議する。その後、契約会計課長決裁のうえ、随意契約として問題がない場合は、その旨を契約会計課から発注課へ連絡する。

・　なお、上下水道局には先行発注依頼に関する手順を規定した要綱等がなく、運用として実施している。

④　工事発注（発注課）

・　契約会計課の確認を受けた後、発注課が選定した業者に対して緊急工事の施工を指示する。

⑤　工事完成（発注課、契約会計課、監理課）

・　工事完成後、緊急工事に要した材料や作業量などを基に、業者が積算内訳に関する資料を作成し、発注課に提出する。提出を受けた発注課は、積算内訳に関する資料を参考に、緊急工事の設計・積算を行い、発注日に遡り工事施工・支出の決定を行う。

・　発注課における工事施工・支出の決定後、契約会計課が選定された業者と見積合わせのうえ、発注日に遡り随意契約を締結する。また、検査を所管する技術監理室監理課が、工事検査を行う。

ウ　制度上の課題

・　施設や設備の故障等が発生し、水道及び下水道の供給に支障が生じた場合又は生じる可能性がある場合等、市民生活に影響を及ぼす場合には、契約までに日数がかかる一般競争入札ではなく、随意契約による契約手法（前述の契約手法）による必要がある。

・　一方、前述の緊急工事の契約事務については、下表のとおり、各工程において制度の仕組み上の課題（脆弱性）がある。

＜緊急工事（契約会計課契約）の契約事務における課題＞

工程	概要
緊急性の判断	緊急性の判断基準が不明瞭である。
業者選定	【土木一式工事】当該月の当番業者２者から１者を選定する手順が明文化されていない。
先行発注依頼	手順を規定した要綱等がなく、運用として実施している。 専決権者（工事の施工・支出・契約）による決定を経ずに発注が可能である。
工事発注	発注が先行しており、工事完成までの間、予定金額を組織的に把握する仕組みがない。 口頭のみで工事着手できる仕組みになっており、書面による契約ができていない。
工事完成	発注日に遡って施工・支出及び契約の決定を行っている。 遡りで事務を行うことから、予算確保がないまま発注できる仕組みとなっている。

⑵　緊急工事（原課契約）

ア　概要

・　緊急性の判断、業者選定、工事発注、工事完成（契約、工事検査等）の手順で進めている。

・　緊急工事（原課契約）の契約の専決は発注課の課長にあるため、緊急工事（契約会計課契約）のように、先行発注依頼書を用いた事務フローはない。

＜緊急工事（原課契約）の契約事務概要＞

工程	概要
緊急性の判断	施設や設備の故障等が発生した際、緊急工事の必要性を判断（発注課）
業者選定	要綱・要領に基づき事前に登録された業者から選定（発注課）
工事発注	所属において確認した後、業者に対して施工指示（発注課）
工事完成	設計書を作成し、発注日に遡り契約（発注課） 工事完成後、工事検査を実施（発注課） 請求書に基づき、支払い（契約会計課）

注　支出については、一定の期間ごとに当該所属の予定総額を決定している。

イ　各工程の詳細

①　緊急性の判断（発注課）

・　「入札手続きを経ることが市民生活に多大な支障を与えるものであること」（京都市上下水道局工事の請負に係る随意契約ガイドライン）に該当する工事であるか、発注課において判断する。

・　運用上の判断基準として、水道では、にごり水解消のための補助配水管に係る工事など水道水の供給に大きな支障が生じるもの、下水道では、下水道本管や取付管の破損で、道路陥没や閉塞が生じている場合などが挙げられる。

②　業者選定（発注課）

・　水道では、補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者※登録募集要領に基づき登録された管工事業者（約１００者）の中から、工事内容に応じて、業者を選定する。

※　緊急工事のみを対象とした候補者ではなく、補助配水管新設工事をはじめ、補助配水管及び給水装置に係る諸々の工事を対象とした候補者

・　下水道においては、下水道取付管等緊急修繕工事業者登録要綱に基づき、きた（Ａ）とみなみ（Ｂ）の各ブロックで予め業者を登録（約４０者）しており、原則として対象となるブロックの登録業者の中から業者を選定する。

③　工事発注（発注課）

・　所属において緊急性の判断や業者選定の適正性について確認した後、発注課が選定した業者に対して緊急工事の施工を指示する。

④　工事完成（発注課、契約会計課）

・　工事完成後、緊急工事に要した材料や作業量などを基に、業者が積算内訳に関する資料を作成し、発注課に提出する。提出を受けた発注課は、積算内訳に関する資料を参考に、緊急工事の設計・積算を行い、発注日に遡り工事施工の決定を行う。

・　発注課が施工業者と見積合わせのうえ、発注日に遡り契約を締結する（業者が請書に押印し提出する。）。また、発注課が工事検査を行う。

ウ　制度上の課題

・　発注課の課長に契約の専決がある予定価格１００万円以下の一部の工事（少額随意契約）においては、原則、工事の発注に先立ち、設計書を作成し、複数の業者から見積を取得したうえで契約を締結するが、施設や設備の故障等が発生し、水道及び下水道の供給に支障が生じた場合又は生じる可能性がある場合等、市民生活に影響を及ぼす場合には、契約までに日数がかかる当該手法ではなく、前述の契約手法によっている。

・　一方、前述の緊急工事の契約事務については、下表のとおり、各工程において制度の仕組み上の課題（脆弱性）がある。

＜緊急工事（原課契約）の契約事務における課題＞

工程	概要
緊急性の判断	緊急性の判断基準が不明瞭である。
業者選定	選定過程が明確ではない。
工事発注	発注が先行しており、工事完成までの間、予定金額を組織的に把握する仕組みがない。なお、規模が小さく（予定価格１００万円以下）、工期が短期間であるため、工事完成までの間に予定金額を組織的に把握することは困難である。 口頭のみで工事着手できる仕組みになっており、書面による契約ができていない。
工事完成	発注日に遡って施工及び契約の決定を行っている。

⑶　単価契約工事

ア　概要

・　業者選定、工事発注、工事完成の手順で進めている。なお、単価契約による工事の中にも緊急の必要により実施するものがあるが、単価契約の下で工事発注を行うため、前述の緊急工事のような事務フローとはならない。

＜単価契約工事の契約事務概要＞

工程	概要
業者選定	単価契約（※１）により契約することを依頼（発注課） 一般競争入札により年度当初に業者を決定（契約会計課（※２））
工事発注	工事内容、履行期限等を記載した工事通知書を発行し、業者に発注（発注課）
工事完成	工事完成後、工事検査を実施（発注課） 契約で定めた単位（月等）で請求を受け、支払い（契約会計課）

※１　工種ごとに単価を設定。

※２　一部、地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第２号における「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（特定の１者しか履行できないもの）」による随意契約有

イ　課題

・　運用上の課題として、発注担当者の裁量が反映されやすい運用を行った際には、不適切な契約内容となるおそれがある。

⑷　緊急清掃委託

ア　概要

・　業者選定、現地確認・発注、作業完了の手順で進めている。なお、本清掃委託は、あらかじめ管轄区域をブロックに分けて実施している計画清掃を補完するため、部分箇所の清掃や緊急的に生じた清掃を実施するものである。

＜緊急清掃委託の契約事務概要＞

工程	概要
業者選定	単価契約により契約することを依頼（発注課） 一般競争入札により年度当初に業者（※１）を決定（契約会計課）
現地確認 ・発注	市民からの通報や職員による巡視結果を受けて現地調査を行い、清掃内容を設計し、所属長決裁を経て発注（※２）（発注課）
作業完了	作業完了後、作業日報等を基に検査を実施（発注課） 発注単位で請求を受け、支払い（契約会計課）

※１　地区ごとに契約。管径や土砂等の堆積量を複数に区分し、単価を設定。
※２　緊急の場合は決裁を待たずに発注。

イ　課題

・　運用上の課題として、発注担当者の裁量が反映されやすい運用を行った際には、不適切な契約内容となるおそれがある。

２　調査結果

⑴　緊急工事（契約会計課契約）の調査方針

ア　過去５年間の推移

・　緊急工事（契約会計課契約）の過去５年間（令和元～５年度）の契約実績（全１８３件、契約総額約２６．５億円）の内訳は下表のとおりである。

・　みなみ下水道管路管理センターの契約額（５年間で約１５．３億円）が大きく、特に令和２～４年度の３年間（表の太枠内）の契約額及び契約１件当たりの契約額は他の年度と比較して突出している。

＜過去５年間の推移：緊急工事（契約会計課契約）（単位　件、千円）＞

発注所属	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
技術監理室（計）	1	3,132	0	0	0	0	0	0	2	3,498	3	6,630
水道部（計）	6	95,946	6	21,255	6	148,814	8	142,769	3	31,350	29	440,134
下水道部（計）	26	252,357	28	561,857	27	595,972	35	600,555	35	194,620	151	2,205,361
きた下水道管路管理センター	6	105,725	9	91,779	4	44,715	10	94,595	8	58,179	37	394,992
みなみ下水道管路管理センター	8	124,289	11	435,989	8	508,123	8	450,098	4	11,198	39	1,529,697
水環境保全センター等	12	22,342	8	34,089	15	43,134	17	55,863	23	125,243	75	280,671
合計	33	351,435	34	583,112	33	744,786	43	743,324	40	229,468	183	2,652,125

注　千円未満を四捨五入しており、内訳と合計が一致しないことがある。（以降、同様）

イ　調査の優先度

緊急工事（契約会計課契約）の１８３件の契約に係る調査を進めるに当たり、下表のとおり、みなみ下水道管路管理センターにおける過去５年間の３９件の契約のうち、２５件の契約に業者①が下請業者として入っていた（※）ことを踏まえ、当該２５件の契約を優先的に調査することとした。

※　１８３件中、業者①が下請業者として入っていたのは当該２５件のみ

＜みなみ下水道管路管理センターにおける緊急工事の状況（過去５年間）＞

年度	件数	契約額	業者①の下請件数
令和元年度	８件	１２４，２８９千円	５件
令和２年度	１１件	４３５，９８９千円	５件
令和３年度	８件	５０８，１２３千円	６件
令和４年度	８件	４５０，０９８千円	６件
令和５年度	４件	１１，１９８千円	３件
計	３９件	１，５２９，６９７千円	２５件

⑵　緊急工事（契約会計課契約）【優先的に調査した２５件】

ア　調査結果

・　各契約について、設計書、工事報告書、工事写真、担当者による記録との突合を実施した結果、以下の状況を確認した。

＜優先的に調査した契約の状況＞　【　】は一例のコメントとの対応

・　１つの契約の中に先行発注依頼に含まれていない複数の工事（別々の場所で施工）が含まれており【１】、それによって、契約金額が先行発注依頼時の予定金額を大幅に上回っていた【２】ものや、工期が予定工期よりも大幅に長くなっていた【３】ものがあったほか、令和３年度の契約では、先行発注依頼前に施工された工事【４】を含んでいるものもあった。

・　令和４年度の契約に係る工事の多くは、実際には令和３年度に実施済みの工事であり、令和３年度に未精算のものを令和４年度に実施したものとして契約・検査し、令和４年度予算で執行していたことを確認した。

＜契約の一例（令和３年度の契約）＞

契約関係書類による確認				他の書類による確認
先行発注		契約内容	施工場所	施工期間
依頼日	R3.4.1		A町	R3.1.27～R3.3.30
予定金額	20,000千円	契約額	98,384千円	R3.4.　5～R3.4.10
予定工期	R3.4.1～R3.7.30	契約工期	R3.4.1～R4.6.30	R4.3.　1～R4.3.　3
			B町	R3.5.24～R3.9.10
			C町	R3.4.22～R3.4.23
			D町	R3.4.17～R3.4.30

【２】予定金額からの乖離
【４】先行発注前（前年度）
【１】複数工事
【３】予定工期からの乖離

イ　追加調査

・　調査した契約において、前述のとおり問題視すべき内容を確認したことを受けて、①工事の必要性、②金額の妥当性の２つの観点で、追加調査を実施（項目・手法は下表参照）した。

・　調査の結果、いずれの工事においても、施工前の下水道施設に、補修等の対応が必要な何らかの不具合があったことを確認した。

・　また、標準歩掛が採用可能な工種については標準歩掛が採用され、標準歩掛が採用できない工種については見積書と同額が設計書に計上されていることを確認した。

・　さらに、見積書を採用した理由として、標準歩掛がない（特殊な管の布設等）、標準歩掛が適用できない条件（埋設管の輻輳した条件下での工事等）であること等を確認した。

＜追加調査内容＞

観点	調査項目・手法
①工事の必要性	・　工事完成図書の調査として、提出が必要な書類が納品されているか調査した。また、工事写真及び工事施工報告書と突き合わせ、設計書に含まれている工事内容に実施されていない工事が含まれていないか確認し、架空の工事の有無を調査した。 ・　事前調査報告書や不具合箇所の工事写真により、損傷していないにも関わらず工事を実施していないか調査した。
②金額の妥当性	・　工事設計金額の調査として、工事費積算に標準歩掛が適用できる工種については適用の有無を確認し、施工条件や工種が一般的でない等、標準歩掛が採用できない工種については、業者からの見積額の同額が設計書に計上されているか調査した。 ・　契約額に占める見積額の割合を算出し、その割合が多い契約について、その理由を調査した。 ・　設計書に計上されている交通誘導員数と工事検査書類の警備日報（納品伝票）を突合して調査した。

ウ　本事案に関連する関係職員の申述

①　緊急性の判断に関する申述

○　職員Ａが損傷個所の周辺まで調査し、それにより施工箇所が増加した。工事が不要な分まで緊急工事として発注したということではないが、一般競争入札による契約について検討をせずに、安易に緊急工事として発注していた。

○　令和２～３年度は、職員Ａの意向が優先される傾向が強く、令和元年度以前のように、予算状況を見据えながら、緊急性の範囲を管理監督職員と主任が連携して協議しながら判断することができていなかった。

②　業者選定及び工事の発注に関する申述

○　過去の対応の良さをきっかけに、令和３年度に特定の業者に対応してもらって以降、緊急工事の発生月にかかわらず、既に発生していた緊急工事を閉じる（工事完了）ことなく、追加する形で当該業者に依頼することが多くなった。

○　緊急工事の発注が増えるにつれて工事発注等を整理・把握しきれなくなったことで、緊急工事がより膨れ上がり、先行発注依頼時の予定金額から大幅に増額され、工期も延長されることとなった。

○　職員Ａ及び職員Ｄは、直接的又は婉曲的な表現で業者①を下請けに推奨するような言動を行っていた。推奨する理由として、職員Ａ等は動きの早さや施工の丁寧さを評価していたと述べていた。

③　令和４年度の契約に関する申述

○　令和３年度は、年度内の予算だけでは足りず、実際には令和３年度に施工した工事を翌年度（令和４年度）に発注したこととして、精算せざるを得ない状況となった。

○　こうした中、令和４年度の体制において、令和３年度に発注した工事で、まだ完了していないものや、完了済みでも未払いのものがあることを問題視した。

○　それを受けて、令和３年度実施の未精算分については、業者に対して実際に行った工事の対価を支払う義務があることから、下水道部の意思決定により処理を進めた。

⑶　緊急工事（契約会計課契約）【全工事】

ア　調査の視点

優先的に調査した２５件の契約における調査結果を踏まえ、当該２５件を含む過去５年間の１８３件の契約について、契約額及び工期に係る先行発注依頼内容と契約内容との間の乖離の有無、元請業者の選定過程の適正性、下請業者の偏りの有無について調査した。

イ　先行発注依頼内容と契約内容との間の乖離の有無

①　調査方法

・　過去５年間の１８３件の契約について、予定価格（先行発注依頼時の予定価格）と契約額、予定日数（先行発注依頼時の予定日数）と契約日数を比較し、２倍以上の増となったものを抽出した。

・　また、追加工事（先行発注依頼時に予定していた箇所以外の工事を追加）の有無、期間外工事（契約期間外の工事の有無）の有無、元請業者及び下請業者を工事ごとに整理した。

・　契約額又は工期が予定の２倍以上の増となっている契約、追加工事や期間外工事がある工事に加えて、個別に乖離等の理由を調査した。

・　当該理由について、外的要因によるものなど、契約手続として問題なく適正であったか、または適正とは言えないかを個別に判断した。

②　乖離等の状況

・　みなみ下水道管路管理センター以外の所属における契約額及び工期の乖離等の理由は、概ね妥当性があることを確認できたが、一部の先行発注依頼において、緊急性が高い等のやむを得ない事情があったものの、金額や工期が未記載のまま工事に着手していたことを確認した。

・　みなみ下水道管路管理センター（きた下水道管路管理センターも一部該当有）の乖離等の理由は、追加工事を実施したことによるものが多く、前述のとおり、当初の先行発注依頼に含まれていない工事を、先行発注した業者と同一の業者に対して発注していたことを確認した。

＜所属別の調査結果概要＞

所属名	件数	左記件数のうち（１件に対して複数該当も有）			
		金額乖離	工期乖離	追加工事	期間外
監理課	２	０	０	０	０
水質第１課	１	０	０	０	０
施設課	１４	３	７	０	０
水道管路課	１４	１	５	０	０
配水管理課	１	１	１	０	０
きた下水道管路管理センター	３７	７	９	２	０
みなみ下水道管路管理センター	３９	２０	２１	２９	８
ポンプ施設事務所	８	０	１	０	０
鳥羽水環境保全センター	２９	０	０	０	０
同センター吉祥院支所	２１	０	１	０	０
伏見水環境保全センター	９	０	０	０	０
石田水環境保全センター	８	０	０	０	０
計	１８３	３２	４５	３１	８

注　「乖離」とは先行発注依頼書と契約を比較し、金額・期間が２倍以上のもの（先行発注依頼において、金額・期間が未記載のものを含む。）

ウ　元請業者の選定過程の適正性

・　同一所属において３件以上の発注実績がある元請業者を抽出したところ、うち２者は、２番目に多い業者と比べて件数又は金額が２倍超となっていた（※）。

※　該当所属における発注実績（過去５年間）は以下のとおり。

所属名	１番目に多い業者	２番目に多い業者	(参考)全業者計
みなみ下水道管路管理センター	9 件 735,515 千円	7 件 299,266 千円	39 件 1,529,697 千円
石田水環境保全センター	3 件 6,556 千円	1 件 6,380 千円	8 件 22,845 千円

・　業者選定過程としては、土木一式工事以外では、複数者による見積を取得して業者選定を行っており、書類調査上、問題点は見つからなかった。土木一式工事においては、当番表に基づき選定することとなっているが、みなみ下水道管路管理センターにおいて追加工事が増加し始めて以降、当番表に基づかず、既に先行発注した業者と同一の業者に対して発注を行っていたことを複数確認しており、選定過程は適正なものではなかった。

・　両下水道管路管理センター以外の各所属において、３件以上の発注実績がある元請業者の選定理由としては、「当該施設の特性を把握しており、当該不具合に迅速に対応できる市内業者であるため。」など、個別具体的な理由があり、選定過程として適正であったことを確認した。

エ　下請業者の偏りの有無

・　同一所属において３件以上の下請実績がある下請業者を抽出したところ、うち１者（以下「業者⑤」という。）は、２番目に多い業者と比べて件数が２倍超となっていた（※）。

※　該当所属の契約における下請実績（過去５年間）は以下のとおり。

所属名	１番目に多い業者	２番目に多い業者	(参考)全業者計
きた下水道管路管理センター	16 件	7 件	37 件

・　なお、各業者の業種（土木工事、道路舗装、警備等）を加味して件数を比較すると、みなみ下水道管路管理センターにおいて、業者①（業種は土木工事）は、同所属における３９件の工事のうち、２５件の工事の下請に入っている一方で、同業種で２番目に多い業者の下請件数は８件であり、業者①が突出していたことが読み取れる（※）。

※　みなみ下水道管路管理センターの契約において、過去５年間で３件以上の下請実績がある下請業者のうち、土木工事業者の下請実績は以下のとおり。

件数順位	件数
１番目（業者①）	25 件
２番目	8 件
３番目	5 件
４番目以下（複数者）	2 件以下

・　下請業者は元請業者が選定するものであるため、下請実績が比較的多い理由については推測になるが、特殊技術の施工能力（※）を有していることや、既存施設の製品を熟知していること、元請業者の協力会社であること等が考えられる。

※　一例を挙げると、きた下水道管路管理センターにおいて、過去５年間で下請実績が最も多かった業者⑤は、特殊な管工事工法により施工できる数少ない市内業者である。

・　なお、業者①の下請実績が突出している理由の一つとして、元請業者（業者③及び業者④）が職員Ａ及び職員Ｄによる下請推奨（第２の１⑵参照）を受けて業者①を下請に入れた結果、各元請業者が業者①の施工技術等を高く評価し、以降は各元請業者の自律的な意思決定により、業者①を継続して下請に入れていたことが挙げられる。

⑷　緊急工事（原課契約）

ア　過去５年間の推移

・　水道においては、令和４年度に前年度比で減少し、令和５年度には前年度比で半分未満にまで減少している。

・　下水道においては、みなみ下水道管路管理センターの令和４、５年度の契約額が従前比で多くなっている。この理由として、事案１を覚知した令和４年度以降は、緊急工事として取り扱う対象を最少化し、また、従前であれば複数工事としてまとめていたものを改善し、それぞれ単独の工事として取り扱った結果、比較的小規模な緊急工事（原課契約）で取り扱う対象が増えたものである。

＜過去５年間の推移：緊急工事（原課契約）（単位　件、千円）＞

発注所属	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
給水工事課（北部）	87	43,702	110	75,635	88	62,344	77	56,834	52	24,945	414	263,459
給水工事課（南部）	39	26,458	61	43,207	67	47,280	53	34,065	15	8,331	235	159,342
きた下水道管路管理センター	456	245,924	431	254,482	551	338,031	495	294,499	429	262,077	2,362	1,395,013
みなみ下水道管路管理センター	346	180,528	360	199,736	331	190,493	389	225,546	387	229,526	1,813	1,025,828
合計	928	496,612	962	573,059	1,037	638,147	1,014	610,944	883	524,879	4,824	2,843,642

イ　業者選定過程

・　水道においては、要領に基づき予め登録された業者の中から選定する過程を経ているものの、当該登録業者は、緊急工事のみを対象とした業者ではない中で、「実績を有し、本件工事と同種の工事に精通し、付近の対策にも万全であること」等を理由として、単一の業者からの見積をもって工事を発注しているケースが散見され、業者選定過程に課題があった。

・　なお、「同路線において、水道工事を施工中であるため、地元調整及び工期の短縮を図るため」など、一定の理由が認められる工事もあった。

・　下水道においては、要綱に基づき予め登録された業者の中から選定する過程を経ているものの、当該登録業者における発注の順位等は定められておらず、後述（ウ参照）で述べるとおり、発注先に偏りが生じている。

ウ　発注先の偏り

・　水道においては、同一所属で２番目に多い業者と比べて件数又は金額が２倍超となっている業者はなく、大きな偏りは確認できなかった。

・　下水道においては、みなみ下水道管路管理センターにおいて、２番目に多い業者と比べて件数・金額ともに２倍超となっている業者が１者（業者②）あり、発注先の偏りを確認した（※）。

※　下水道管路管理センターの契約における、過去５年間の業者別の発注状況（件数の多い５者）は以下のとおり。

件数順位	みなみ下水道管路管理センター	きた下水道管路管理センター
１番目	【業者②】　441 件	310 件
２番目	179 件	250 件
３番目	153 件	165 件
４番目	128 件	【業者②】　154 件
５番目	96 件	127 件
【参考】全業者	1,813 件	2,362 件

・　当該発注先の偏りについては、前述（第２の３⑵）のとおり、関係職員に対する事情聴取の結果、発注担当者（元職員Ｃを含む。）が業者②の対応の早さや施工技術（※）を他の業者と比べて高く評価していたことが理由として挙げられる。

※　施工技術に関して一例を挙げると、下水道管の埋設位置が深い場合は、高い技術力と徹底した安全対策が求められる。

・　下水道においては、取付管のつまりや道路陥没など、即座に対応しないと市民生活に重大な影響を及ぼす事象が日常的に起きており、前掲の表（ア参照）のとおり、年間８００件～９００件の緊急工事（原課契約）を実施している。

・　このような状況の中、発注担当者は、対応可能な業者を円滑に選定し、可能な限り早く工事を完成させることに重きを置くあまり、優先的に業者②に発注し、結果的に発注先に偏りが生じたものと考えられる。

・　なお、業者②担当者に対する事情聴取において、自社の緊急工事における対応能力の高さに対する自負があり、また、常時対応可能な体制を整えているという趣旨の申述を得ている。

エ　分割発注

・　水道・下水道の双方で、本来、一件の契約として発注可能な工事を、合理的な理由なく複数の契約に細分化する、いわゆる分割発注を確認した。特に水道においては、過去５年間の契約のうち、約３割（３１％）において分割発注が行われており、契約金額としては約８割（８３％）が分割発注によるものだった（※）。

※　過去５年間の発注件数は６４９件であるが、分割を行わなかったとした場合の件数は３０９件である。このうち、９６件（３１％）を４３６件に分割して発注していた。分割発注が行われた工事の金額は、３５１，８７７千円であり、これは、緊急工事全体の８３％に相当する。

・　分割発注の理由を確認したところ、主には緊急対応を行う際や、工事施工に厳しい期限がある場合（※１）に、契約に要する期間を可能な限り短縮（※２）するために行ったとのことであった。

※１　具体的には、給水管において原因不明の水圧低下が頻繁に生じているなどの状況があり、早急に対応する必要があったものや、配水管からにごり水が生じており、洗浄放水を行っても抜本的に解消しないため、緊急に補助配水管工事を行ったもの、道路掘削の回数の低減や工事期間の短縮を図るため、他工事との工程調整によって、早急に補助配水管工事を行ったもの等である。

※２　調査で確認できた分割発注は、緊急を要する工事におけるものであり、本来（分割を行わない場合）は、緊急工事（契約会計課契約）の手続に沿って随意契約するべきものである。なお、分割された各々の工事について、設計は適正に行われており、分割発注に際して、虚偽の書類を作成している事実は認められなかった。

＜緊急工事（原課契約）における分割発注の状況（単位　件、千円）＞

①　給水工事課（北部・南部の計）

項目	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
分割後（実際の発注）	62	49,053	127	103,191	126	100,521	95	79,375	26	19,738	436	351,877
分割前（本来の発注）	19		29		26		16		6		96	
分割発注の占める割合	23%	70%	40%	87%	47%	92%	31%	87%	13%	59%	31%	83%
分割発注１件当たり平均額	-	2,582	-	3,558	-	3,866	-	4,961	-	3,290	-	3,665

②　下水道管路管理センター（きた・みなみの計）

項目	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
分割後（実際の発注）	24	19,179	70	53,108	99	77,174	66	48,092	63	47,301	322	244,854
分割前（本来の発注）	11		33		47		30		27		148	
分割発注の占める割合	1%	4%	4%	12%	6%	15%	4%	9%	3%	10%	4%	10%
分割発注１件当たり平均額	-	1,744	-	1,609	-	1,642	-	1,603	-	1,752	-	1,654

注　「分割発注１件当たり平均額」とは、分割を行わない場合の１件当たり平均額を指す。

⑸　単価契約工事（水道）

ア　過去５年間の推移

・　水道事業における単価契約工事は、漏水修繕作業、設備補修作業、宅漏工事、老朽給水管取替工事及び水道メーター移設工事、舗装道路面復旧工事（100 ㎡未満、100 ㎡以上 500 ㎡未満）があり、漏水修繕作業及び設備補修作業を除く工事に関しては、市内を複数地区に分け、地区単位で契約している。

・　各項目における５年間の推移としては、特段、特徴的な傾向はなく、概ね一定の範囲内で推移している。

＜過去５年間の推移：水道事業における単価契約工事の状況（単位　件、千円）＞

項目	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
漏水修繕作業	1	453,972	1	563,221	1	496,407	1	476,609	1	472,332	5	2,462,541
設備補修作業	1	53,651	1	63,682	1	44,698	1	47,946	1	46,730	5	256,708
宅漏工事	9	213,808	9	224,121	9	246,543	9	242,393	9	197,800	45	1,124,666
老朽給水管取替工事 及び水道メーター移設工事	4	31,399	4	22,454	4	23,219	4	27,892	4	28,965	20	133,929
舗装道路面復旧工事 （100㎡未満）	8	665,580	8	622,510	8	535,963	8	506,036	8	541,257	40	2,871,346
舗装道路面復旧工事 （100㎡以上500㎡未満）	4	434,225	4	436,032	4	414,096	4	491,390	4	338,311	20	2,114,055
計	27	1,852,636	27	1,932,020	27	1,760,926	27	1,792,267	27	1,625,395	135	8,963,244

イ　調査結果・分析

・　１年間当たり２７件の契約のそれぞれについて、他の４年間の実績の平均額と比較して２倍を超えるような乖離が生じていないか、下請業者について偏りがあるなど、不審な点はないか等の観点で調査を行った。

・　調査の結果、他の４年間の実績の平均額と比較して２倍を超えるような乖離は認められず、また、下請業者の偏りもなく、業者①や業者②（⑷ウ参照）の下請実績も確認できなかった。

⑹　単価契約工事（下水道）

ア　過去５年間の推移

・　人孔上部整備工事（単価契約）では、各下水道管路管理センターをそれぞれ３地区（旧西部支所における下水道管路維持管理業務の包括委託に伴い、きた下水道管路管理センターは、令和２年度以降は２地区）に分け、各地区に目安としての予算配分を行ったうえで整備工事を実施している。

・　過去５年間の実績（箇所数、決算額）として、きた下水道管路管理センターにおいては、当初予算配分を超えているケースもあるが、当初想定の範囲との乖離は小さいと言える。

・　一方で、みなみ下水道管路管理センターにおいては、令和元年度のＤ地区（主に伏見区）※、令和５年度のＣ地区において、当初予算配分を大きく超えている。
※元職員Ｂが担当していた地区

＜過去５年間の推移：人孔上部整備工事（単価契約）の状況（単位　件、千円）＞

地区	令和元年度		令和２年度		令和3年度		令和4年度		令和５年度		合計
	金額	配分比	金額	配分比	金額	配分比	金額	配分比	金額	配分比	金額
Ａ地区	39,663	-1%	33,453	-27%	48,472	28%	56,032	34%	35,120	-5%	212,740
Ｂ地区	51,722	23%	57,345	26%	30,065	-16%	40,531	9%	30,600	-21%	210,263
Ｃ地区	39,257	-2%	34,458	-5%	32,902	9%	22,964	-52%	76,595	56%	206,176
Ｄ地区	93,029	61%	62,755	8%	52,133	23%	72,562	38%	27,536	-23%	308,015
Ｅ地区	25,587	-41%	-	-	-	-	-	-	-	-	25,587
Ｆ地区	37,454	4%	41,399	12%	31,533	5%	34,948	0%	33,693	-1%	179,027
計	286,712	-	229,410	-	195,105	-	227,037	-	203,544	-	1,141,808

注　各地区の所管センターは、Ａ・Ｂ地区：きた、Ｄ・Ｅ・Ｆ地区：みなみ、Ｃ地区：令和元年度はきた、令和２年度以降はみなみ。Ｅ地区は旧西部支所所管（令和２年度以降、包括委託）。
色付箇所は業者①が下請として実施。「配分比」は当初予算と実績を比較した比率。

イ　調査結果・分析

・　下水道管路管理センターでは、平成２６年度に舗装隆起を伴う人孔蓋飛散事故が頻発したことを受けて、市民生活への影響の観点から、組織的な方針として、新型の鉄蓋への交換を強く推進してきた。

・　鉄蓋の交換は、市内中心部については、主に老朽化した管路のリニューアル工事と合わせて実施し、Ｄ地区をはじめ、それ以外の地域については、主に人孔上部整備工事（単価契約）として実施している。

・　こうした中、Ｄ地区では令和元年度に人孔蓋飛散事故が発生したため、人孔上部整備工事（単価契約）による鉄蓋交換を特に積極的に進めており、他の地区と比較して実施規模が大きい（令和元年度は当初予算配分を大きく超えた。）。

・　令和５年度のＣ地区で当初予算配分を大きく超えているのは、平年比で、他の工事の路面復旧に伴う人孔の高さ調整が必要となった箇所が増えたためである。

⑺　緊急清掃委託

ア　過去５年間の推移

・　各地区（全５地区）の過去５年間の実績を確認したところ、みなみ下水道管路管理センター管理第１担当の令和３年度（当時は管理係）の発注額が他の年度と比較して突出していた（下表の太枠参照）。

・　これを受けて、みなみ下水道管路管理センター管理係における緊急清掃委託の履行状況について調査することとし、特に、委託内容の大半を占める管渠清掃及び排水路清掃に関しては、詳細に調査を実施した。

＜過去５年間の推移：緊急清掃委託（単位　千円）＞

項目	令和元年度	令和２年度	令和3年度	令和4年度	令和５年度	合計
きた下水道管路管理センター管理第１担当	26,210	28,279	29,783	26,188	22,810	133,269
きた下水道管路管理センター管理第２担当	23,264	28,762	21,821	15,682	13,727	103,256
みなみ下水道管路管理センター管理第１担当	37,193	24,028	58,577	15,039	8,967	143,805
みなみ下水道管路管理センター管理第２担当	14,423	16,625	12,657	14,279	9,143	67,127
みなみ下水道管路管理センター山科支所	24,113	25,166	20,822	20,815	23,265	114,182
計	125,203	122,860	143,660	92,004	77,913	561,639

＜みなみ下水道管路管理センター管理第１担当の実績内訳（単位：件、千円）＞

項目		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
委託業者		業者⑥	業者⑦	業者⑥	業者⑦	業者⑦
管渠清掃	件数	15	9	26	12	19
	金額	7, 758	5, 954	17, 336	2, 387	4, 873
排水路清掃	件数	36	27	37	22	11
	金額	24, 570	16, 177	32, 651	10, 950	3, 562
その他	件数	26	17	28	14	14
	金額	4, 865	1, 898	8, 590	1, 703	533
計	金額	37, 193	24, 028	58, 577	15, 039	8, 967

注　令和元及び３年度、令和２、４及び５年度の委託業者はそれぞれ同一の業者であり、「業者⑥」、「業者⑦」という。

イ　詳細調査の結果

・　令和３年度（※１）の管渠・排水路清掃（発注件数は６３件）について、同年度の委託先である業者⑥から提出された書類を確認したところ、発注量（発注書に記載されている土砂等の量）と写真で確認できる範囲（写真は定点的なものであるため、全体の量は不明）での作業前の堆積量との間に差が見られるものが複数あった。（※２）。

※１　令和３年度の発注担当者は職員Ａ、検査担当者は元職員Ｂ。

※２　例として、管渠における堆積量の区分が、発注書では「５／１０以上」であるのに対して、実際の量は「５／１０未満」と見られるもの等。

・　なお、過去５年間の下水道管路管理センター（きた・みなみ）における当該業務委託について、同様に書類調査を実施したが、上記以外には、発注量と写真で確認できる範囲での作業前の堆積量との間に差が見られるケースはなかった。

・　中間報告（令和７年１月）の段階では、主に上述の調査結果から、職員Ａが過大な発注を行っていたことが推認されたが、職員Ａとの接見が可能となったため、職員Ａから事情を聴くとともに、職員Ａの当時の上司と委託業者（業者⑥）からも、過大発注が疑われる個別具体のケースを示して、改めて事情を聴いた。

ウ　本事案に関連する関係職員の申述（①～③は中間報告前、④は中間報告後の聴取）

①　現地確認・発注に関する申述

○　現地調査を行うに当たっては、発注担当者である職員Ａと、直属の上司や管理係の他の職員が同行することが多かった。

○　発注量や作業範囲を決定するに当たっては、明確な基準がない中で、緊急清掃委託の発注担当者であり、また、同業務について長年の経験を有する職員Ａの意向が強く反映されていた。

○　職員Ａは、職場内において、業者⑥の技術力を高く評価する趣旨の発言を行っていた。

②　検査等に関する申述

○　職員Ａから、写真などの現場確認資料が示されず、十分に内容を精査しないまま検査書類に押印せざるを得なかった。なお、自身が緊急清掃を担当した令和５年度は、可能な作業は自らで実施するなど、極力支出を抑えるという意識を持って業務を行っていた。【検査担当者であった元職員Ｂ】

○　作業完了後の決裁の際は、過大発注の可能性を認識しておらず、作業が完了していることの確認（作業後の写真の確認）程度に留まり、その他の詳細な確認までは行っていなかった。【所属長等】

③　業者⑥による申述

○　職員Ａから意図的に作業量を過大にするように指示を受けたことはなく、職員Ａから発注に対する見返りを求められたこともない。

○　職員Ａを含め、上下水道局の職員からは、自社（業者⑥）の対応の早さや作業の丁寧さ等について信頼を得ている自負がある。

④　作業前後の堆積量に差が見られた発注に関する申述（令和７年２月上旬）

＜職員Ａ＞

○　過大な発注をした事実はなく、清掃作業以外に、草木の伐採など、単価設定されていない作業を依頼することがあり、その場合には、その対価として単価を引き上げることはしていた。

○　令和３年度は、兼ねてから清掃の必要性が高かった地区の清掃を実施し、当該清掃は比較的大きな規模であった。

＜職員Ａの上司＞

○　勾配がない現場のため何回も繰り返し作業を実施するなど、通常以上の作業を実施してもらったことを記憶しているが、これらについて記録を残していなかった。

○　現場の状況から、清掃作業以外に、単価設定されていない作業を依頼することがあり、その際には、既存の単価を活用する契約手続を取ることがあった。

＜業者⑥＞

○　当該発注に関しては、作業を何回も繰り返したものや、モルタルの除去等の清掃以外の作業を追加で実施したものと記憶している。

エ　調査結果の総括

・　中間報告の段階で過大な発注が疑われたものに関して、職員Ａを含む関係者に詳細な事情聴取を行った結果、清掃作業に付随して、委託業務の範囲には含まれない作業を業者に依頼し、その対価として通常よりも高い単価で委託料を支払っていたものと推認され、職員Ａや業者⑥の利益のために、過大な発注をしたものであるとの事実までは確認できなかった。

・　また、令和３年度の発注額が他の年度と比較して突出していたのは、業者⑥の技術力を高く評価していた職員Ａが、兼ねてから清掃の必要性が高かった地区の清掃を実施したことや、技術力の高さゆえに、委託業務の範囲には含まれない作業を業者に依頼していたこと等によるものと考えられる。

第４　問題点及びその原因・背景の分析等

１　当該職員の問題点

⑴　職員Ａの行為

ア　収賄行為

・　既述（第２の１⑴参照）のとおり、収賄に関して本人が否認しており、事実確認されていない。

イ　下請推奨行為（職員Ｄを含む。）

・　公務員による下請推奨は、法律上の禁止行為ではないものの、元請業者が行うべき下請業者の選定に公務員が介入するものであり、公契約の公正性、競争性及び透明性に大きな影響を与えるものであるとともに、業者との癒着や贈収賄等の不正につながりかねないことから、厳に慎むべき行為である。

・　なお、京都市契約事務規則においても、「本市の契約の相手方に対し、特定の事業者を下請負人に選任し、又は選任しないよう働き掛けてはならない」と規定されている。

ウ　緊急工事の発注に関する不適切な言動

・　既述（第３の２⑵ウ参照）のとおり、職員Ａは、所属において大きな発言力を持つことによって実質的な発注権限を握り、予算を全く意に介することなく緊急工事の発注を主張し続けた。

・　緊急工事制度の不適切な運用は組織として行われたものであるが、職員Ａのこれらの言動が決定的な影響を与えたことは明白であり、職員Ａは、その点において責任を免れない。

（処分に関して）

・　職員Ａについて、収賄に係る事実確認はできていないものの、緊急工事制度の不適切な運用において主導的な役割を果たしたこと及び下請推奨を行っていたことをもって、「京都市上下水道局職員の懲戒処分に関する指針」に則り、上下水道局において、令和７年３月１７日に停職１５日の懲戒処分とした。

・　また、職員Ｄについて、緊急工事制度の不適切な運用に加担していたこと及び下請推奨を行っていたことをもって、同日、戒告の懲戒処分とした。

⑵　元職員Ｂの行為

ア　収賄行為

・　既述（第２の２⑴参照）のとおり、元職員Ｂは、自宅の外壁修繕工事（２０万３５００円相当）について、当初は工事代金を支払う意思があり、支払の申出を複数回繰り返したものの、上司やコンプライアンス部門等への報告・相談を行わずに、結果として無償で施工を受けた。

・　元職員Ｂが発注を担当していた人孔上部整備工事（単価契約）において、不正な意図をもって発注量を増加させた事実は認められていないが、外壁修繕工事の施工を無償で受けたことをもって収賄罪が成立することから、「京都市上下水道局職員の懲戒処分に関する指針」に則り、上下水道局において、令和６年１２月１２日に元職員Ｂを懲戒免職処分とした。

⑶　元職員Ｃの行為

ア　役務の提供を受けた行為等

・　既述（第２の３参照）のとおり、元職員Ｃは、利害関係者である業者②担当者と複数回にわたり飲食を共にし、また、業者②担当者から無償で役務の提供（自宅の洗面台取替工事（１０万円相当））を受けた。

・　当該行為（無償で役務の提供を受けたこと）は、京都市職員の倫理の保持に関する条例及び同施行規則に違反（倫理保持義務違反）するものであり、「京都市上下水道局職員の懲戒処分に関する指針」に則り、上下水道局において、令和７年１月１５日に元職員Ｃを懲戒免職処分とした。

イ　業者に対する情報提供行為

・　一般競争入札における予定価格が厳重に秘匿されるものであるのに対し、随意契約による工事の場合、局のガイドラインにおいて、特定の要件を満たすとき（契約候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるとき等）には、業者に対して工事の予定価格を公表することを認めている。

・　元職員Ｃは、業者②担当者の求めに応じて、漫然と継続的に予定価格を情報提供したものであり、ガイドラインに定める公表の要件に合致していないため、当該行為はガイドラインに抵触する不適切な事務処理である。

・　なお、既述（第２の３⑶参照）のとおり、元職員Ｃが行った情報提供については、緊急工事を施工した業者②（１者）に対して工事完成後に提供したものであること、また、特定の場合には公表することが認められていることから、地方公務員法上の守秘義務違反には当たらないものと考えられる。

２　組織の問題点

⑴　緊急工事制度の不適切な運用

・　公契約の公正性、競争性及び透明性の観点から、契約の原則は競争入札によるものであり、緊急工事をはじめとする随意契約は、その基準を満たしていることを前提として、限定的に運用すべきものである。

・　事案１に関しては、職員Ａの不適切な言動（１⑴ウ参照）の影響を大きく受けたものであるが、少なくとも令和２年度から３年度にかけて、一般競争入札による契約の可能性について検討することなく、当初の先行発注に含まれていない工事を、先行発注した業者と同一の業者に対して、専決権者による確認を経ずに次々と発注しており、これらは、上下水道局における契約の公正性、競争性及び透明性を著しく損なう不適切な事務処理と言わざるを得ない。

⑵　緊急工事における実態とは異なる契約行為

・　⑴の結果、令和３年度における緊急工事は、予算を大きく上回る規模に膨れ上がったことから、令和３年度に発注した緊急工事のうち未精算のものを令和４年度に実施したものとして契約し、令和４年度予算で執行したものである。

・　当該精算行為は、令和４年度になって、令和３年度に発注した工事に未完了や未払いのものがあることを下水道部が覚知し、これらの工事代金を受託業者に支払うためにやむなく実施したものであるが、公営企業における会計原則を逸脱した事務処理と言わざるを得ない。

⑶　その他の契約における問題点

ア　緊急工事における事務手続

・　両下水道管路管理センター以外の緊急工事（契約会計課契約）契約のうち、一部の先行発注依頼においては、金額や工期が未記載のまま工事に着手していたことを確認しており、適正な事務の観点で改善が必要である。

・　緊急工事（原課契約）においては、業者選定過程を明確に定めたものがなく、事務手続として適正なものとは言えない。過去５年間の契約実績として、下水道において発注先の偏りを確認したことからも、公契約の公正性及び透明性の観点で問題があったと言わざるを得ない。

イ　分割発注

・　緊急工事（原課契約）において確認した分割発注については、工事発注課の実情として、緊急対応をはじめ、限られた期間で工事を実施しなければならないことがあり、やむを得ず、分割発注を行っていたという側面もあることを確認している。

・　しかしながら、分割発注は、本来上位者が決裁すべき案件を合理的な理由なく分割することにより、下位者が決裁するものであって、専決制度の趣旨に反するものであり、ひいては公契約の公正性・適正性を損ないかねないことから、是正が必要である。

ウ　緊急清掃委託に係る事務手続

・　緊急清掃委託において、現場の状況から、単価設定されていない作業（軽微な草木の伐採等）が必要となることがあるのは事実である。

・　しかしながら、小規模な修繕等、別途発注が可能な作業を緊急清掃委託に含めて依頼することや、単価設定されていない作業の対価として、単価を引き上げることで対応することは、公契約の公正性・適正性を損ないかねないことから、是正が必要である。

３　原因・背景の分析

⑴　公務員倫理・規範意識の欠如

ア　職員Ａについて

・　収賄行為に関する事実関係が明らかになっていない中、判明している事実だけを見ても、職員Ａには公務員倫理、規範意識が欠如しており、日頃から職場で見せる威圧的な態度や言動と相まって、組織運営や事務処理に著しい悪影響を生じさせていたことは明白である。

イ　元職員Ｂについて

・　自宅の外壁修繕工事を業務上関わりのある業者（業者①）に依頼したこと自体が、公務に携わる者としての自覚や緊張感を欠いたものであったと言わざるを得ない。

・　また、当初は支払う意思があったとは言え、結果として、業者から無償で自宅の外壁修繕工事を受けたことは、公務員に求められる倫理観が欠如していたものと評価されてもやむを得ない。

ウ　元職員Ｃについて

・　利害関係者である業者（業者②担当者）と飲食を共にし、交友関係を形成したうえで、自宅の洗面台取替工事を当該業者に依頼したこと自体が、公務に携わる者としての自覚や緊張感を著しく欠いたものであり、当該工事を無償で受けたことについては、公務員に求められる倫理観が欠如していたものと評価されてもやむを得ない。

・　また、随意契約に係るガイドラインを認識しないまま、特定の業者（業者②担当者）の求めに応じて、継続的に設計情報を提供したことは、公契約に携わる者として規範意識が希薄であったものと言わざるを得ない。

エ　公務員倫理等の浸透不足

・　上下水道局では、これまでの間、新規採用職員や課長級職員等を対象とした服務規律の徹底等に関する職員研修を継続的に実施するとともに、不祥事が発生した際には、注意喚起や啓発の通知等を通じて、公務員倫理の確保に関して、繰り返し周知を進めてきたところである。

・　このような中、各事案において公務員倫理が欠如した行為が生じた要因の一つとして、採用時や昇格時等の職責に応じた研修等は充実していた一方で、ベテラン職員等を対象とした研修が少ないなど、職員全員に対して網羅的に研修を実施できていなかったことのほか、一部では、研修等の実施そのものが目的化し、取組が形骸化している面があることは否定できないなど、これまでの取組の効果が十分ではなく、公務員倫理や規範意識が浸透していなかったことが挙げられ、この点については、組織として重く受け止めるべきである。

⑵　事業特性を踏まえた人事管理における弱み

・　上下水道局では、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」以降、それまで異動の対象外としていた職種を異動対象とするなど、活発な人事異動を通じて職場風土の活性化に努めてきた。

・　一方、事業特性上、災害・事故対応を含めた経験・ノウハウの蓄積や技術継承等も重要な要素であることから、係長がいない現場での指示等を行う主任に任命する際や定年退職後に再任用する際には、これらの職員の経験・ノウハウを最大限発揮させるため、在籍期間を通算しない運用を設けるなど、事業特性を考慮した人事管理を行ってきた。

・　また、事業運営の効率化としての委託化に伴い、同種の業務を直営で行う事業所が徐々に減少してきたこともあり、同一所属に長期的に在籍する職員がいる。

・　業務に習熟した職員が相応の期間同じ職場に在籍することは、業務水準の維持・向上や技術継承に有効である反面、職員に緩みや甘さが生じた際には、経験ゆえに職場での過度な影響力を持つおそれや特定業者との慣れあいが生じることも否定できない。

・　各事案において、長期在籍が事案の直接的な要因になっているものとは考えにくいものの、事案１に係る調査を経て、職員Ａの威圧的な態度と長期にわたり同一所属で知識・経験を積んできたことが相まって、職場での過度な影響力を持っていたことが明らかになったことを受けて、事案の背景の一つに長期在籍があるものと考えられる。

⑶　組織ガバナンスの機能不全

・　緊急工事制度の不適切な運用の原因の一つとして、当時のみなみ下水道管路管理センターにおいて、威圧的な態度をとり、また、業務に関する経験が豊富な職員Ａに意見できる職員が、所属長も含めていなかったことが挙げられる。

・　また、これに加え、職員Ａの言動等の一部については、従前から組織として把握していながらも、局や部として職員Ａを適切に注意・指導するまでには至っておらず、また、当該所属をバックアップすることもできていなかったなど、局全体として、組織的なマネジメントが機能していなかったことも原因の一つであり、決して看過できるものではない。

・　さらに、実態とは異なる契約行為においては、下水道部の意思決定により処理を進めた結果、当該職員が逮捕されるまでの間、局組織としての対応をとることができなかったところであるが、この点については、これまでから部の問題は部内で収める組織風土（部の問題は部内で収めさせるように暗に促す局全体としての組織風土）があり、職員Ａの問題を局全体の問題として捉えるに至っていなかったことが背景として考えられる。

⑷　契約制度における脆弱性等

・　緊急清掃委託に係る事案を含む各事案において、調達・施工決定、予算管理、契約、作業・工事完了後の検査など、一連の事務処理の過程でチェック機能が働いておらず、形式的なものとなっていたことは明白であり、これらについても、各事案が生じた一因として挙げられる。

・　また、業務監察等を適切に実施できていれば、事態が深刻化するまでの間に不適切な実務を発見し、是正することができたであろうことを踏まえると、事後的なチェック機能についても十分に働いていなかったものと言わざるを得ない。

・　上下水道局では、これまでの間も、契約事務を含めて年度ごとにテーマを設定し、継続的に業務監察を実施してきたところであるが、当該監察では、物品契約における個々の決定行為が法令や内規等に則っているかの確認に留まっており、契約事務のあり方そのもののチェックのほか、発注先の偏りなど、各事務を包括的に確認するような監察は実施できていなかった。

・　さらに、緊急工事の事務については、既述（第３の１⑴及び⑵参照）のとおり、緊急性の判断基準が不明瞭であるほか、先行発注など、これまで実施してきた実務の仕組みそのものにも課題が確認されている。

４　当該職員及び関係職員の処分等

⑴　当該職員等（再掲）

職員	関連事案	処分日	処分内容
職員Ａ	事案１	令和７年　３月１７日	懲戒処分（停職１５日）
元職員Ｂ	事案２	令和６月１２月１２日	懲戒処分（免職）
元職員Ｃ	事案３	令和７年　１月１５日	懲戒処分（免職）
職員Ｄ	事案１	令和７年　３月１７日	懲戒処分（戒告）

⑵　関係職員

調査・検証により発覚した不適切な事務処理等の非違行為について、当該事案に当事者として関与した職員及び管理監督責任があった職員（職員Ａ及び職員Ｄを含め、計１０名）に対して、令和７年３月１７日に懲戒処分等を行った。

ア　所属長等（職名等は当時のもの）

・　令和２～３年度の当該所属の所属長、緊急性を判断する管理係の係長及び緊急工事を発注する技術係の係長に対して、緊急工事制度の不適切な運用に関与したこと等をもって、減給１０分の５・１日の懲戒処分を行った。

・　令和４年度の当該所属の所属長及び技術係の係長に対して、緊急工事における実態とは異なる契約行為をもって、管理者名によるけん責処分を行った。

イ　管理監督責任者（職名等は当時のもの）

・　令和２～４年度において、上下水道局の服務監察及び業務監察を総括する立場にあった統括監察員（総務部長）に対して、管理監督責任を問うものとして、戒告の懲戒処分とした。

・　事案当時に上下水道局全体及び下水道部内の服務監察及び業務監察を担当する立場にあった主席監察員及び下水道部管理課長に対して、管理監督責任を問うものとして、管理者名によるけん責処分を行った。

注　ア及びイに関連して、事案当時の監察監（次長）及び主席監察員（※）並びに下水道部の部長及び同部担当部長については、本来であれば処分対象者となり得るものであるが、既に退職しているため、処分対象者としては取り上げない。

※　前記の被処分者とは別の人物

⑶　管理者

事案の重大性等を鑑み、組織の最高責任者としての責任を果たすため、給与の自主返納（１００分の３０、３か月分）を行うこととした。

第５　再発防止策

１　不適切な事案を未然防止する仕組みの再構築

⑴　工事等契約事務の見直し

ア　基本方針

・　見直しにおける方針として、緊急工事等の随意契約は、その基準を満たしていることを前提として、限定的に運用するべきものであることを十分に踏まえ、緊急性の判断基準を明確にしたうえで、これまで随意契約により実施してきた契約の一部について、競争入札による契約に切り替える。

・　一方、上下水道事業という特性上、緊急対応が必要な状況があるなか、緊急工事としての随意契約の手法を採用せざるを得ない状況もあるため、緊急工事に係る契約事務を抜本的に見直す。

イ　緊急工事に係る契約事務の見直し

・　①緊急性の判断基準の客観化、②業者選定手続の明文化、③各専決権者（施工・支出・契約）の承認がなければ発注ができない仕組みの導入、④契約手続の適正化（工事着手時に概算契約し、工事完成後に変更契約することで遡っての契約締結を避けるなど。）等の見直しを行う。

・　これらの見直しを行うことで、第３の１⑴及び⑵で述べた制度の仕組み上の課題（脆弱性）を解決する。

ウ　分割発注を行わないことの徹底

・　随意契約（原課契約）において、いわゆる分割発注を確認したことを受けて、１００万円を超える工事については、緊急工事（契約会計課契約）として、イに掲げる見直し後の事務に沿って手続を行うことを徹底する。

・　また、１００万円以下の工事についても、合理的な理由なく分割されたものではないか、⑵で述べる体制・仕組みの下、厳格にチェックする。

エ　緊急清掃委託における契約事務の見直し

・　緊急清掃委託において、現場の状況から、単価が設定されていない小規模な作業を依頼する必要が生じた際には、原則として、別途、個別の契約として発注する運用に見直す。

・　また、個別の契約として発注することが困難な作業（極めて軽微な作業等）を依頼する必要がある場合の取扱いについて、契約関係書類に明記するとともに、作業が生じた際には、事後的に確認できるように記録を残す運用を徹底する。

⑵　チェック体制の強化・徹底

・　施工決定、予算管理、契約、工事完了後の検査など、一連の事務処理の過程でチェック機能が働いていなかったことを受けて、各過程における業務手順を明確化したうえで、各事案で問題となった点を中心にチェック項目を明確にし、管理監督者や担当者の個々の知識・経験等にバラつきがあったとしても、必要十分なチェック機能を働かせることができる仕組みを構築する。

・　これに併せて、各部室の統括所属においても、監察部門が実施する監察項目に沿って定期的にチェックを行い、これらの結果については、局長級職員を含め、局として確認するなど、重層的なチェック体制を構築する。

⑶　組織・人事管理の見直し

ア　組織見直し

・　令和７年４月１日付の組織改正に向けて、事案が生じた下水道管路管理センターについて、管理担当（維持管理部門）と技術担当（工事発注部門）を切り分けた組織再編等を検討し、業務の分担・権限を適正化する。

・　また、コンプライアンス推進を専任で担当する課長級職員の設置など、監察体制を強化する。

イ　人事管理の見直し

・　事業特性を踏まえた人事異動に関する取扱いを抜本的に見直すとともに、ＤＸの活用をはじめとした業務改善を加速させることで技術・経験を円滑に継承し、事業運営への影響を抑えつつ、長期在籍の解消を図る。

・　なお、令和６年９月には、人事管理・組織風土点検チームの点検結果報告書において、長期在籍については、専門的な技術やスキルが必要な職種や障害による合理的配慮等により配置先が限定される場合に限り認めるなど、厳正な運用を行うという全市的な方針が示されている。

・　見直し後の人事異動に関する取扱いの下、２⑴アにより把握した人事管理上の課題を踏まえつつ、これまで以上に活発な人事異動を行うことで、再発防止はもとより、各職員の知識・経験の幅を広げる。

・　また、人事異動に際しては、従前から実施している他の任命権者との人事交流をより一層拡大して実施することで、組織の新陳代謝を促進させる。

２　不適切な事案を把握・是正するための機能強化

⑴　職場の声を拾い上げる組織風土の醸成

ア　管理監督者の孤立対策

・　上下水道局では、監察部門において、従前から所属における人事管理上の課題の把握に努めてきたところであるが、今後は、監察部門が各部長級職員、各部室の統括部門と密に連携し、所属長から定期的に聞き取りを行い、各所属における課題を漏れなく把握する。

・　また、当該聞き取りを経て把握した内容については、随時、局長級職員に共有し、課題を局として認識し、対応を検討する運用を徹底することで、所属長、部室の長、局長級が一体となって、不適切な事案を把握・是正するためのガバナンス機能を発揮する。

イ　不適切な事案に係る通報窓口（公益通報）の周知

・　コンプライアンス関連研修時の説明、局内における「コンプライアンス通信」を用いた周知、定期的に課長級職員に配信している各自治体で生じた「不祥事ニュース」（メール配信）における周知など、あらゆる機会を捉えて、公益通報窓口（外部の窓口である通報相談員を含む。）のより一層の周知徹底を図る。

⑵　監察機能の強化

・　強化された監察体制（１⑶ア参照）の下、契約事務に関して、契約会計課と監察部門が連携し、各事案で問題となった内容を十分に踏まえた新たな監察項目を整理し、随時又は抜打ちによる業務監察を実施する。

・　業務監察の充実に併せて、現在実施している昼間の監察に加えて、夜間業務に対する監察の実施など、服務監察についても充実させることで、不適切な事案を把握・是正する機能を強化する。

３　不正を許さず、いきいきと働く組織風土の醸成

⑴　公務員倫理の再徹底等

ア　本調査・検証結果の周知

・　職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るとともに、高い倫理観をもって市民の信頼を確保するという京都市職員の倫理の保持に関する条例の目的を十分に踏まえ、公営企業管理者上下水道局長、そして監察体制のトップである監察監の下、同条例の遵守について再徹底を図る。

・　その一環として、中間報告及び本最終報告について、上下水道局の全職員に周知（※）し、各事案で問題となった内容を各職員が理解することで、各職員による同条例の目的に沿った主体的な行動を促し、上下水道局が一丸となって、再発防止はもとより、収賄容疑事案において失墜した市民からの信頼の回復を目指す。

※　中間報告に併せて局内部課長会を開催し、所属長に中間報告の内容を周知したうえで、所属長から所属職員に対して、中間報告を一人ひとりに説明するとともに、倫理保持に関する個別ヒアリングを実施した。なお、当該ヒアリングの結果、新たな不適切事案は確認できなかった。

イ　契約に係る研修の実施

・　本事案を受けて、契約締結に直接的に携わる事務職員はもとより、間接的に関わる技術職員も対象とした、契約に関する実務研修を実施する。

ウ　契約に係る情報発信

・　本事案を踏まえつつ、従前から実施している「コンプライアンス通信」や「契約係長通信」の内容の充実化を図る。

エ　業者対応マニュアルや禁止行為一覧の作成・周知等

・　公務員として、関係業者と適切な関係性を構築し、公契約における公正性・公平性を確保することを目的として、業者対応マニュアルを作成するとともに、下請推奨をはじめとする禁止行為を一覧化し、全職員に周知する。

・　また、当該禁止行為については、関係業者に対しても周知し、理解を求めるとともに、万が一、職員による下請推奨等を受けた際には、本市に通報するよう、協力を要請する。

⑵　研修によるルール等の理解促進

・　所属長等の管理職員が率先垂範して適正な契約事務を推し進めるように、マネジメント研修やコンプライアンス研修において、本事案を踏まえた内容を充実させ、実施する。

・　また、全職員向けの研修として、コンプライアンス推進月間における研修において、適正な契約事務に関する内容を取り扱うなど、全職員を対象とした研修機会を充実させるとともに、研修実施後に内容の理解度を確認するなど、取組の効果を最大限に高める仕組みを導入する。

⑶　業務改善の更なる推進

・　市民の重要なライフラインである水道・下水道を将来にわたり守り続けていくためには、公務員倫理の徹底を図りつつ、そのうえで、職員一人ひとりが使命感とやりがいを感じて前向きに日々の業務にあたることが求められる。

・　上下水道局では、これまでから、技術力の向上や技術継承に向けた研修等を充実させるとともに、新技術の研究や研究発表会での論文発表に積極的に取り組み、また、新たなデジタルツールの活用を検討するプロジェクトチームや民間企業との合同研修・意見交換会など、若手職員が交流する機会を創出してきた。

・　今後も、ＤＸを活用した業務内容の見える化など、前向きな業務運営について自由闊達に話し合い、提案し合える組織風土を醸成し、中長期的な視点に立った業務改善をより一層推進することで、技術力の更なる向上に加えて、技術継承を加速させる。

⑷　企業力向上プランの見直し

・　上下水道局では、将来にわたり水道・下水道を支え続ける京都ならではのオンリーワン組織を目指し、「あるべき職員像」と「あるべき組織像」を掲げ、「職員力」及び「組織力」を向上させる取組を相乗的に推進するための計画として、「企業力向上プラン」を策定・運用しており、同プランにおいては、「コンプライアンス意識の向上」について重要な取組として掲げている。

・　こうした中、今回生じた各事案は、上下水道局はもとより、本市に対する市民からの信頼を損なう極めて深刻なものであり、上下水道局職員一同が、信頼回復に向けて全力を注ぐべきであることは当然であるが、一方で、職員が未来に向かい向上心をもって業務に当たらなければ、上下水道事業を前進させることはできない。

・　これらを踏まえ、本事案を契機として、上下水道局の職員力・組織力をより一層高め、この難局を乗り越えるべく、市長部局において令和６年度中に策定する予定である新たな人材育成・組織活性化計画及びコンプライアンス推進指針の内容との整合を図りつつ、「企業力向上プラン」を見直し、職員一人ひとりが心身ともに安心していきいきと働ける仕組みの構築、職場環境の整備を推進する。

おわりに

上下水道局の職員は、災害・事故発生時をはじめ、過酷な状況下においても、ライフラインである水道・下水道を守るため、使命感を持って業務に励んでいる。

こうしたなか、今般、市民のいのちとくらしを支えるため最前線で奮闘する職場で公務上の不正が生じ、市政に対する信頼を失墜させるに至ったことは痛恨の極みであり、また、日々の業務を真剣かつ適正に遂行している多くの職員に無念の思いを抱かせた。

本編で述べたとおり、各事案が生じた原因・背景として、事案に直接関連した職員に公務員倫理・規範意識が欠如していたことはもとより、職員による不適切な言動等に対して、組織として適切な注意・指導を行うに至らなかったことや、これまでから部の問題は部内で収める組織風土があるなど、局全体として組織的なマネジメントが機能していなかったことが挙げられ、単に特定の職員個人の問題だけではなく、上下水道局における組織運営上の問題が浮き彫りになった。

上下水道事業は、水道料金・下水道使用料をもって、原則として独立採算制の下で事業を運営している。また、本市の事業を取り巻く経営環境は、管路・施設の老朽化が進む一方で、物価の高騰により工事費等が増加するなど、近年は特に厳しさを増している。

このような中、今般の不祥事を通じて市民及び事業者の皆様からの信頼を失った影響は計り知れないものがあり、信頼回復に向けた道のりは決して容易ではなく、長い期間を要するものとなる。

上下水道局においては、すべての職員が今回の事案を深く受け止めて、公務員倫理・規範意識を高揚させ、再発防止を徹底するとともに、重要なライフラインである水道・下水道を５０年後、１００年後の未来に継承する決意を新たにし、より質の高いサービスを提供することで、上下水道事業、ひいては市政への信頼を取り戻していかなければならない。